

第四百四回 参議院社会労働委員会會議録第一号

昭和六十一年三月六日(木曜日)
午後零時三十二分開会

委員氏名

委員長 岩崎 純三君
理事 大浜 方栄君
理事 佐々木 満君
理事 高杉 勉忠君
理事 中野 鉄造君
理事 石井 道子君
理事 遠藤 政夫君
理事 齋藤 十朗君
理事 関口 恵造君
理事 田代由紀男君
理事 田中正巳君
理事 前島英三郎君
理事 村上 正邦君
理事 森下 泰君
理事 糸久八重子君
理事 対馬 孝且君
理事 和田 静夫君
理事 中西 珠子君
理事 佐藤 昭夫君
理事 藤井 恒男君
理事 下村 泰君

委員の異動

一月二十二日

辞任

村上 正邦君

補欠選任

石本 茂君

二月三日

辞任

佐藤 昭夫君

補欠選任

神谷信之助君

二月四日

辞任

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長 理事

委員

二月十四日
神谷信之助君
辞任

石井 道子君

補欠選任

福岡日出磨君

二月十五日

辞任

伊江 朝雄君

補欠選任

関口 恵造君

福岡日出磨君

石井 道子君

岩崎 純三君
大浜 方栄君
佐々木 満君
高杉 勉忠君
中野 鉄造君

石井 道子君
石本 茂君
斎藤 十朗君
関口 恵造君
田代由紀男君
田中正巳君
前島英三郎君
糸久八重子君
中西 珠子君
佐藤 昭夫君
藤井 恒男君
下村 泰君

国務大臣

厚生大臣 今井 勇君

政府委員

厚生政務次官 丹羽 雄哉君

厚生大臣官房長 下村 健君

厚生大臣官房審議官 木戸 脩君

兼内閣審議官 山内 豊徳君

厚生大臣官房會計課長 末次 彬君

厚生省健康政策局長 竹中 浩治君

厚生省保健医療局長 黒木 武弘君

厚生省保健医療局長 北川 定謙君

厚生省生活衛生局長 森下 忠幸君

厚生省生活衛生局長 小島 弘仲君

厚生省生活衛生局長 吉原 健二君

厚生省生活衛生局長 水田 努君

厚生省生活衛生局長 朝本 信明君

厚生省生活衛生局長 花輪 隆昭君

厚生省生活衛生局長 長尾 立子君

厚生省生活衛生局長 松尾 官平君

厚生省生活衛生局長 岡部 晃三君

厚生省生活衛生局長 石岡慎太郎君

厚生省生活衛生局長 稲葉 哲君

厚生省生活衛生局長 田淵 孝輔君

厚生省生活衛生局長 加藤 孝君

厚生省生活衛生局長 小粥 義明君

厚生省生活衛生局長 佐藤ギン子君

厚生省生活衛生局長 白井晋太郎君

厚生省生活衛生局長 清水 傳雄君

厚生省生活衛生局長 局高齢者対策部

厚生省生活衛生局長 局高齢者対策部

厚生省生活衛生局長 局高齢者対策部

厚生省生活衛生局長 局高齢者対策部

厚生省生活衛生局長 局高齢者対策部

厚生省生活衛生局長 局高齢者対策部

厚生省生活衛生局長 局高齢者対策部

厚生省生活衛生局長 局高齢者対策部

厚生省生活衛生局長 局高齢者対策部

厚生省生活衛生局長 局高齢者対策部

厚生省生活衛生局長 局高齢者対策部

厚生省生活衛生局長 局高齢者対策部

労働省職業能力開発局長 野見山眞之君
事務局長 常任委員会専門員 此村 友一君

本日の会議に付した案件

○国政調査に関する件

○社会保障制度等に関する調査及び労働問題に関する調査

(厚生行政の基本施策に関する件)

(昭和六十一年度厚生省関係予算に関する件)

(労働行政の基本施策に関する件)

(昭和六十一年度労働省関係予算に関する件)

○委員長(岩崎純三君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨年十二月二十三日、浜本万三君が委員を辞任され、その補欠として対馬孝且君が選任されました。

また、去る一月二十二日、村上正邦君が委員を辞任され、その補欠として石本茂君が選任されました。

○委員長(岩崎純三君) 国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、社会保障制度等に関する調査及び労働問題に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩崎純三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

す。

これより、厚生、労働両大臣から、所信表明に引き続き、昭和六十一年度予算の説明を聴取いたします。

予算説明につきましては、その概略を聴取することとし、詳細な予算説明は本日の会議録の末尾に掲載したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩崎純三君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

厚生大臣から、厚生行政の基本施策についての所信及び厚生省関係予算の説明を聴取いたします。今井厚生大臣。

○国務大臣(今井勇君) 先般の中曽根内閣の改造により厚生大臣に就任いたしました今井勇でございます。

社会労働委員会の御審議に先立ち、就任のごあいさつを兼ねて所信の一端を申し述べたいと存じます。

戦後四十年を経た今日、我が国はかつてない安定と豊かさを享受しております。しかしその一方で、社会のさまざまな面に、高齢化さらには国際化、情報化等の進行に伴う変化が生じており、既存の制度や仕組みを超えた新たな社会の枠組みが求められている状況にあります。

とりわけ、世界最高水準の長寿国となった我が国においては、活力とぬくもりのある福祉社会を目指して、国民の多様なニーズに対応できる公平で安定した社会保障制度を確立することが強く要請されております。

このため、これまで医療、年金等の諸制度につき基本的な改革を実施してきたところでありますが、引き続き、老人保健法の改正を初め各般にわたる改革を推進するとともに、長期的な展望に立った整合性のある施策を展開し、国民の期待と信頼にこたえていかなければなりません。

このような時期にあつて厚生行政を担当することの責任の重大さを改めて痛感いたしている次第

であります。

以下、昭和六十一年度における主要な施策について申し述べます。

人口の高齢化の進展の中で、老後をいかに健やかに過ごすかということが国民の大きな関心事となつてい今日、老人保健制度の果たすべき使命は、ますます重要なものとなっております。

このため、老人保健制度の長期的安定を図り、二十一世紀においても安心して老後を託すことができるよう、一部負担の改定、保険者の拠出金算定方法の見直し、老人保健施設の創設等を内容とした改正法案を御提案申し上げたところであります。

また、四十歳からの健康づくりを目指す保健事業をさらに充実するほか、精神保健対策につきましては、広く関係者の御意見を伺いながら、精神衛生法の改正について検討を進めてまいり所存であります。

国立病院・療養所につきましては、高度専門医療など国立医療機関にふさわしい役割を果たすこととができるよう、再編成を計画的に進めることといたしておりますが、その実施に当たりましては、地元と十分協議しながら、地域医療に支障が生ずることのないよう配慮してまいり所存であります。

バイオテクノロジー等の科学技術につきましては、近年の目覚ましい進歩に対応し、新たに長寿に関連する基礎研究を官民共同で推進するとともに、新医薬品の開発、血液製剤を含めた医薬品の安全確保にも万全を期してまいります。

また、医療保険制度につきましては、今後ともその安定的運営の確保に全力を尽くすとともに、医療費の適正化対策を強力に推進してまいり所存であります。

公的年金制度につきましては、本年四月から新制度がスタートいたしますが、その円滑な実施に全力を尽くしてまいります。また、年金福祉事業団において、還元融資事業の一環として、年金資金の高利運用を行うことができるよう業務の拡大

を行うこととしております。

社会福祉につきましては、すべての人ができる限り住みながら地域で、家族や近隣の人々とともに、誇りと生きがいを持って暮らせるようにしていくことが基本であると考へます。

したがって、老人、心身障害児、者についてのショートステイ、デイサービスの事業量を拡充するとともに、その補助率を引き上げるなど、在宅福祉対策の充実と格段の意を用いたところであります。

なお、社会福祉施設への入所措置等につきましては、補助金問題関係関係会議の結論に従い、地方の自主性を尊重するという観点から、制度の見直しを行うとともに、国の負担割合を改めることとしております。

援護施策につきましては、援護年金の引き上げ、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続、増額支給を行うほか、中国残留孤児対策につきましても、訪日肉親調査を概了させるとともに、今後の孤児の大量帰国に備え、定着自立促進対策の一層の充実強化に努める所存であります。

このほか、環境衛生金融公庫の運転資金の貸し付け、廃棄物処理施設の新設な五カ年計画の策定について、所要の法改正をお願いいたすことといたしております。

なお、前国会に提出した厚生年金保険法等の一部を改正する法律案は、今国会への継続審査となつておりますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

以上、所信の一端を申し述べましたが、委員各位の御指導、御鞭撻を得ながら、全力を尽くしてまいり所存であります。何とぞよろしく願ひいたします。

次に、昭和六十一年度厚生省所管一般会計、特別会計及び政府関係機関予算の概要について御説明申し上げます。

昭和六十一年度厚生省所管一般会計予算の総額は九兆七千七百二十億四角でありまして、これを昭和六十年度当初予算額九兆五千二十七億四角と比較いたします。

比較いたしますと二千六百九十三億四角、二・八%の増加となつており、国の一般会計予算総額に対し一・八・一%の割合を占めております。

我が国財政は引き続き極めて厳しい状況にあり、昭和六十一年度の予算も、一般歳出を全体として前年度同額以下に圧縮するという基本方針のもとに編成されております。

厚生省予算につきましても、そのような基本方針のもとに歳出内容の徹底した見直しを行う一方、高齢化の進展等に対応して、老人保健制度の改革を行うこととして行はるは、健康対策や福祉対策についてきめ細かな配慮を行うとともに、国際化の進展、科学技術の進歩に対応するための施策につき必要予算を確保したところであります。

以下、昭和六十一年度予算に関連する主要な施策について申し上げます。

第一に、健康対策につきましては、特に、壮年期からの健康づくりを推進するため、老人保健事業の健康診査の充実等を図るとともに、職域における健康管理事業を大幅に拡充することとしております。

また、老人保健制度につきましては、一部負担及び加入者率分率について見直しを行うとともに、新たに老人保健施設を制度化することとし、昭和六十一年度においてはその試行的実施を行うこととしております。そのほか、感染症に対する常時監視体制を整備するほか、血液対策、難病対策、救急医療対策等についても充実を図ることとしております。

第二に、寝たきり老人、障害者等に対する福祉対策につきましては、在宅福祉対策に重点を置き、特にデイサービス事業、ショートステイ事業等について拡充、強化を図るとともに、家庭奉仕員の大規模な増員を図ることとしているほか、痴呆性老人対策、障害者の社会参加促進対策等についても、その充実を図ることとしております。

なお、社会福祉施設への入所措置費につきましては、内容の改善を図る一方、補助率の見直しを

行うこととしております。

第三に、年金制度につきましては、今回の改革の円滑な実施に万全を期するとともに、昭和六十一年四月から各種年金の引き上げを行うほか、還元融資事業の一環として、高利運用事業を開始することといたしております。

以上のほか、新たに、天皇陛下の御長寿と御在位六十年を記念して長寿科学に関する研究組織について調査検討を行うとともに、市場開放関連の諸施策や国立病院・療養所の再編成を進めるほか、引き続き、中国残留日本人孤児対策、原爆被爆者・戦争犠牲者対策、生活環境の整備、環境衛生関係政策等推進を図ることといたしております。

なお、国家財政の厳しい現状を踏まえ、厚生年金保険及び政府管掌健康保険の国庫負担について特例措置を講ずることといたしておりますが、これらの措置を講ずるに当たりましては、各制度の安定的運営と被保険者の立場に十分配慮しておりますので、御了解を賜りたいと存じます。

以下、厚生省所管一般会計、特別会計及び政府関係機関予算の概要を御説明申し上げます。ごさいますが、委員各位のお手元に資料を配付いたしてございまして、お許しを得て、説明を省略させていただきますと存じます。

何とぞ、格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(岩崎純三君) 次に、労働大臣から、労働行政の基本施策についての所信及び労働省関係予算の説明を聴取いたします。林労働大臣。

○國務大臣(林道雄君) このたび労働大臣を拝命いたしました林道でございます。

社会労働委員会の御審議に先立ちまして、今後の労働行政について所信を申し述べ、委員各位を初め、国民の皆様と御協力をお願い申し上げます。本格的な高齢化社会の到来など今まで経験したことのない変化や厳しい国際経済環境の中にあつて、勤労者の雇用を確保し、その福祉の向上を図

ることは、社会経済と国民生活の安定のための基本的課題であります。

私は、このような見地から、二十一世紀を展望しつつ、労使との積極的な対話を大切にし、一歩一歩着実に労働行政を進めてまいれる所存でございます。

第一は、雇用対策の積極的な推進であります。本格的な高齢化社会の到来を迎え、活力ある経済社会を維持していく上で、六十五歳程度までの高齢者の雇用就業の場の確保は、早急に対処しなければならぬ極めて重要な国民的課題であります。このため、六十歳定年の立法化を含め、六十歳代前半期までを含めた継続雇用の促進、再就職の促進、定年退職後等における就業の場の確保等総合的な高齢者雇用就業対策を推進するための法律案を今国会に提出いたしたところでございますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

また、最近の雇用失業情勢を見ますと、業種、地域によるばらつきがあり、全体として足踏み状態に推移しております。特に、最近の円高の影響も懸念されます。このため、雇用調整助成金の活用、不況業種・不況地域対策の推進等業種、地域の雇用動向に即応した機動的な雇用対策を推進してまいります。

さらに、国鉄改革のための重要な課題である国鉄余剰人員問題につきましては、昨年末に閣議決定された国鉄余剰人員対策の基本方針に基づき、労働省としましても、運輸省等関係省庁と協力しながら、余剰人員の民間部門における再就職の促進に努めることとしております。

第二は、労働条件の向上と勤労者福祉の増進のための対策であります。

勤労者の生活の充実、消費機会の増大を通じての内需拡大、対外経済関係等の観点から、労働時間短縮が必要であります。このため、社会的、国民的合意形成の促進、労使の自主的努力に対する指導、奨励等により週休二日制の普及等の施策を積極的に進めてまいります。

なお、労働基準法の改正につきましては、労働基準法研究会の報告を受けて、今後、中央労働基準審議会における審議結果等を踏まえ、検討してまいります。

また、働く人々の健康と安全を確保するため、従来からの労働災害の防止対策に加え、心身両面にわたる健康確保対策を進めるとともに、被災労働者に対しては、労災保険制度により迅速、適切な補償に努めてまいります。

この労災保険制度につきましては、高齢化の進展等にかんがみ、労災年金受給者間の不均衡等制度面における不均衡の是正等を図ることとしており、今国会にそのための法律案を提出することとしておりますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

第三は、中小企業労働者福祉等対策であります。中小企業で働く人々の労働条件、福祉等の向上を図ることは重要な課題であります。特に退職金制度につきましては、大企業と比べて大きな格差が見られることにかんがみ、中小企業退職金共済制度について、加入促進と給付の充実等を図ることを内容とする法律案を今国会に提出いたしましたので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

第四は、男女の雇用機会均等の確保等女子労働者対策であります。女子労働者は、今や我が国の社会経済の発展に重要な役割を果たしており、職業生活においてその能力を有効に発揮できるような条件整備が必要であります。このため、本年四月から施行される男女雇用機会均等法の適正な運用に努めるとともに、女子労働者が職業生活と家庭生活との調和を図ることができるよう、育児休業制度及び女子再雇用制度の普及促進に努めてまいります。

第五は、職業能力開発対策であります。技術革新の進展等経済社会の変化に対応して、勤労者の職業生活の安定と我が国の産業経済の発展に資するため、職業生涯を通じて能力開発が重要であります。このため、民間企業における職業能力開発の促進、地域のニーズに応じた公共職業訓練の弾力的実施、職業能力評価制度の整備充実等により、生涯職業能力開発の推進に努めてまいります。

第六は、障害者等特別な配慮を必要とする人々の職業生活援助対策であります。障害者の方々の社会的自立を促進するため、障害者の雇用機会の確保に努めるとともに、重度障害者、精神薄弱者に重点を置いた施策を進めてまいります。

また、失業対策事業について、制度の改善を図ってまいります。

第七は、労働外交の展開であります。近年、各国間の相互依存関係の深まりと我が国の国際的地位の向上に伴い、労働外交の分野においても、積極的な活動が要請されております。特に、諸外国との相互理解の促進と協力関係の強化を図るため、政府使者三構成交流を拡大するとともに、アジア・太平洋諸国における人材の育成等に資するため、アジア・太平洋地域技能開発計画への支援活動を強化してまいります。

第八は、労使関係安定対策であります。今日の社会経済情勢の変化に対応して我が国の経済社会の発展と勤労者の福祉の向上を図るためには、今後とも良好な労使関係を維持、発展させていく必要があります。このため、産業労働懇話会等により労使の率直な対話を一層促進し、その相互理解と信頼を強化するための環境づくりに努めてまいります。

最後に、長期的な労働政策ビジョンの策定と労働行政体制の整備であります。さまざまな構造変化が急速に進展する中で長期にわたる勤労者の雇用の安定と福祉の向上を図るためには、長期的な展望に立脚した労働政策を樹立し、これに基づいて必要な諸政策を総合的に推進していく必要があります。このため、今後の労働行政の推進に当たって、二十一世紀を展望した長期的な労働政策ビジョンを策定し、総合的な労働政策を樹立してまいります。

また、職業安定関係地方事務官制度の廃止、都道府県労働局の設置等を内容とする法律案につきまして、前国会から今国会への継続審査となっておりますが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

以上、当面する労働行政の重点事項について私の所信の一端を申し述べました。委員長初め、委員各位の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

次に、昭和六十一年度一般会計及び特別会計予算のうち労働省所管分について、その概要を御説明申し上げます。

労働省の一般会計の歳出予算額は四千八百八十八億五千二百万円、これを前年度当初予算額四千八百九十二億二千三百万円と比較いたしますと、三億七千万円の減額となっております。

次に、労働保険特別会計について御説明申し上げます。この会計は労災勘定、雇用勘定、徴収勘定に区分されておりますので、勘定ごとに歳入歳出予算額を申し上げます。

労災勘定は、歳入歳出予算額とも一兆七千九百十五億五千八百万円、これを前年度予算額一兆六千五百三十七億九千四百万円と比較いたしますと、六百五十七億六千四百万円の増加となっております。

雇用勘定は、歳入歳出予算額とも一兆九千九百六十五億七千四百万円、これを前年度予算額一兆九千八百九十三億九千六百万円と比較いたしますと、七十一億七千八百万円の増加となっております。

徴収勘定は、歳入歳出予算額とも二兆五千四百六十六億七千九百万円、これを前年度予算額二兆五千七百七十八億八百万円と比較いたしますと、三百八十八億七千九百万円の増加となっております。

最後に、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の石炭勘定のうち当省所管分としては、炭鉱離職者の援護対策等に必要経費として、百七十四億五千万円を計上しておりますが、この額は、前年度予算額百七十九億三千五百

万円と比較いたしますと、四億八千五百万円の減額となっております。

昭和六十一年度の予算につきましては、限られた財源の中で各種施策について優先順位の厳しい選択を行い、財源の重点配分を行うことにより、新たな行政需要に積極的に対応し得るよう、きめ細かく、かつ、効率的な労働施策の実現を図ることといたしております。

以下、主要な事項につきまして、その概要を御説明申し上げます。説明申し上げますが、委員各位のお手元に資料を配付してございますので、お許しを得て、説明を省略させていただきますと存じます。

何とぞ、格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長(岩崎純三君) 丹羽厚生政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。丹羽厚生政務次官。

○政府委員(丹羽雄哉君) 厚生政務次官に就任をいたしました丹羽雄哉でございます。

ただいま今井大臣から所信表明で申し上げますとおり、高齢化社会を迎えまして、今、厚生行政は極めて重大な時期を迎えておるわけでございます。私は、大臣を補佐いたしまして、痛みのわかる厚生行政の推進のために全力を尽くす決意でございます。

委員の先生方各位の御指導、御鞭撻を心からお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長(岩崎純三君) 松尾労働政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。松尾労働政務次官。

○政府委員(松尾官平君) このたび労働政務次官を拝命した松尾官平でございます。

労働行政が本格的な高齢化社会への対応など重要な課題をたくさん抱えていることは、先ほど大臣から申し上げたとおりでございますが、私は、労働行政に対する国民の大きな期待にこたえるよう、大臣をバックアップしながら全力を挙げて職務を全うしたいというふうに考えております。

何とぞ、委員各位の格別な御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。以上で所信及び予算の説明聴取は終わりました。

本件に対する質疑は後日に譲ります。本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十八分散会

〔参照〕

昭和六十一年度厚生省所管一般会計、特別会計及び政府関係機関予算についての説明
昭和六十一年度厚生省所管一般会計、特別会計及び政府関係機関予算の概要について御説明申し上げます。

昭和六十一年度厚生省所管一般会計予算の総額は九兆七千七百二十億四千万円、これを昭和六十一年度当初予算額九兆五千二百七十七億四千万円と比較いたしますと、二千六百九十三億四千万円、二・八%の増加となっており、国の一般会計予算総額に對し一・八%の割合を占めております。

わが国財政は引き続き極めて厳しい状況にあり、昭和六十一年度の予算も一般歳出を全体として、前年度同額以下に圧縮するという基本方針のもとに編成されております。

厚生省予算につきましても、そのような基本方針のもとに歳出内容の徹底した見直しを行う一方、高齢化の進展等に対応して、老人保健制度の改革を行うこととして、老人保健制度の改革についてきめ細かな配慮を行うとともに、国際化の進展、科学技術の進歩に対応するための施策についても必要な予算を確保したところであります。

以下、昭和六十一年度予算に関連します主要な施策につきまして申し上げます。

第一に、健康対策について重点的に充実強化を図ることとして申し上げます。特に、壮年期から

の健康づくりを推進するため、老人保健事業の健康内容の充実等を図るとともに、職域における健康管理事業を大幅に拡充することとしております。また、先ほど申し上げましたように、老人保健制度につきましても、幅広い観点から総合的な見直しを行うこととしておりまして、老人医療費について各医療保険制度間における負担の公平化を目指すとともに、世代間における負担の公平という観点から加入者率及び一部負担の見直しを行うこととしております。さらに、寝たきり老人に対する新しい施設体系として、老人保健施設の制度化をすることとし、昭和六十一年度においてはその試行的実施を行うこととしております。

そのほか、感染症に対する常時監視体制を整備するほか、血液対策、難病対策、救急医療対策等についても充実を図ることとしております。

第二に、寝たきり老人、障害者等に対する福祉対策につきましては、特に、在宅福祉対策を重点に大幅な拡充、強化を図ることとしております。具体的には、デイサービス事業、ショートステイ事業等についての拡充を図るとともに、国庫補助率を引き上げることとしております。また、家庭奉仕員の大規模な増員を図るほか、痴呆性老人対策、障害者の社会参加促進対策等についても、その充実を図ることとしております。

なお、社会福祉施設の入所措置費については、内容の改善を図る一方、地方の自主性を尊重する観点から、事務事業の見直しを行うとともに、補助率の見直しを行うこととしていたしております。

第三に、年金制度につきましても、基礎年金の導入等、今回の改革の円滑な実施に万全を期するとともに、昭和六十一年四月から各種年金額の引き上げを行うほか、還元融資事業の一環として、高利運用事業を開始することとしていたしております。

以上のほか、新たに、天皇陛下の御長寿と御在位六十周年を記念して、長寿科学に関する研究組織について調査検討を行うとともに、市場開放関連の諸施策、国立病院・療養所の再編を進めるは

か、引き続き、中国残留日本人孤児対策、原爆被害者・戦争犠牲者対策、生活環境の整備、環境衛生関係政策等の推進を図ることとしたしております。

なお、国家財政の厳しい現状を踏まえ、厚生年金保険及び政府管掌健康保険の国庫負担について特例措置を講ずることとしておりますが、これらの措置を講ずるに当たりましては、各制度の安定の運営と被保険者の立場に十分配慮しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以下、主要な事項につきまして、予算の概要を御説明申し上げます。

第一は、生活保護費であります。

生活扶助基準につきましては、一般国民の消費水準の動向等を考慮し、昭和六十年度に比し二・〇％引き上げることとしたほか、少人数世帯の処遇改善、勤労者控除制度の見直しを行う一方、引き続き不正受給の掃蕩、医療扶助の適正化等制度の厳正な運営を推進することとしております。なお、生活保護費に係る国庫補助率は昭和六十年度と同様の「十分の七」とし、総額一兆二千億円余を計上いたしておりますが、これは昭和六十年度に比し二百八十五億円の増額となっております。

第二は、社会福祉費であります。

老人福祉関係では、老人医療費の負担について、老人保健制度の長期的安定を図る観点から見直しを行い、一部負担金を外来の場合一カ月四百円から千円に、入院の場合一日三百円から五百円に引き上げ、あわせて二カ月の限度を撤廃することとしております。また、在宅の寝たきり老人等に対する福祉サービスを拡充強化するため、家庭奉仕員の大規模な増員を図るとともに、特に、デイサービス事業について従来の通所サービス事業と訪問サービス事業を統合し、対象人員、実施箇所数を大幅に拡充し本格的な実施を図ることとしております。さらに、在宅老人のショートステイ事業についても対象人員を拡大す

ることとしております。このうち、デイサービス事業、在宅老人のショートステイ事業については国庫補助率を「三分の一」から「二分の一」に引き上げることとしております。このほか、痴呆性老人対策についても一層の推進を図ることとするほか、新たに、老人クラブ社会参加モデル推進事業を実施するなど、老人福祉対策について所要の額を計上しております。

心身障害者等の福祉につきましては、家庭や地域で生活しやすい条件を整備するため、特に、在宅障害者デイサービス事業及び心身障害者児童通園事業について対象人員、実施箇所数の拡充を図るとともに、国庫補助率を「三分の一」から「二分の一」に引き上げることとしております。また、身体障害者相談員、精神薄弱者相談員の増員、障害者社会参加促進事業、日常生活用具給付等事業、精神薄弱者通所授課事業等を充実するほか、新たに、特別障害者手当の支給を開始するとともに、「障害者の住みよいまち」づくり推進事業を実施することとしております。

保育対策、母子・寡婦福祉対策及び児童の健全育成につきましては、乳児保育、障害児保育等の拡充、児童扶養手当額の改善のほか、児童手当について、新制度の段階実施の初年度として、昭和六十一年六月から新たに、二歳未満の第二子に対する支給を行うとともに、児童厚生施設の整備・運営につきましても引き続きその推進を図ることとしております。さらに、母子保健対策の推進に引き続き、妊産婦、乳幼児健康診査、先天性代謝異常等の検査及び妊婦乳児B型肝炎感染防止事業を充実することとしております。

社会福祉施設の整備につきましても、特別養護老人ホーム、精神薄弱者援護施設等需要の多い施設を重点的に整備するとともに、新たに、在宅老人デイサービスセンター及び在宅障害者デイサービス施設、痴呆性老人に配慮した施設等の整備を図ることとしております。また、社会福祉施設の運営の改善につきましても、職員勤務時間の短縮に必要な業務省力化等勤務条件改善費を計上す

るほか、入所者の処遇改善として一般生活費等を引き上げることとしております。以上のはか、地域社会における民間社会福祉活動の推進を図るため、福祉活動専門員を増員するほか、福祉ボランティアの町づくり事業の拡充、婦人保護事業及び地域改善事業の実施等につきましても所要の措置を講じております。

なお、社会福祉施設の入所措置費等につきましても、地方公共団体の自主性を尊重する観点から事務事業の見直しを行うとともに、国庫補助率に引き上げました社会福祉費の総額は一兆九千一億四千四百一十億円であります。

第三は、社会保険費であります。まず、社会保険国庫負担金であります。政府管掌健康保険及び厚生年金保険につきましても、昭和六十一年四月から非適用業種の事業所のうち常時五人以上の従業員を使用する法人事業所への適用拡大を行うほか、政府管掌健康保険に係る高額療養費の自己負担限度額の改定などを行い、さらに、医療費支出の適正化を図るための施策を強力に進めることとしております。

また、政府管掌健康保険の国庫補助につきましても、健康保険法の規定により算定した額から一千三百億円を控除して得た額を繰り入れる特例措置を講ずることとし、国庫補助金繰り入れ五千七百九十六億円余を、船員保険につきましてもは八十億円の国庫補助繰り入れを、それぞれ計上しております。総額六千六百四十四億円余を計上いたしております。

次に、厚生年金保険国庫負担金につきましても、昭和六十一年四月から最近の物価動向等を踏まえ、年金額の改定を行うこととしております。国庫負担については、厚生年金保険法の規定により算定した額のうち、昭和三十六年四月前に係る国庫負担等について、その二分の一相当額の範囲内で三千四百億円を一時繰り延べる特例措置を講

ずることとした結果一兆五千八百七十九億円余を計上いたしております。

次に、国民年金国庫負担金であります。拠出制国民年金につきましても、昭和六十一年四月から最近の物価動向を踏まえ年金額の改定を行うこととしております。なお、一般会計から国民年金特別会計への繰り入れの平準化を図るための特例措置が引き続き講じられております。また、福祉年金につきましても、昭和六十一年四月から年金額の改定を行うこととしております。これらの結果、国民年金特別会計への繰り入れに必要な経費として一兆四千四百一十一億円余を計上いたしております。

国民健康保険助成費につきましても、総額二兆一千六百七十七億円余を計上いたしております。国民健康保険につきましても、医療費支出の適正化対策を引き続き強力に推進することとし、療養給付費等補助金一兆七千七百七十七億円余及び財政調整交付金三千六百九十三億円余を計上するほか、新たに、退職者医療制度の実施に関連して、市町村国民健康保険の運営の安定化に資するための経費として、国民健康保険特別交付金二百三十億円を計上いたしております。

以上のはか、健康保険組合補助、厚生年金基金等助成、児童手当国庫負担等に要する経費を含め、社会保険費の総額は五兆八千七百十三億円余でありまして、昭和六十年度に比し三千二百億円の増額となっております。

第四は、保健衛生対策費であります。人生八十時代を迎え、生涯を通じた健康づくり対策はますます重要になっております。このようない地から、壮年期からの健康保持を図るため、老人保健法による疾病予防、機能訓練等の保健事業を総合的、計画的に推進してきたくところでありますが、さらに、健診事業の内容を一層充実し、あわせて、この事業を円滑、かつ、適正に実施するために必要な保健所機能の強化、市町村保健センターの整備、市町村保健婦の増員等を図ることとしております。

救急・へき地保健医療等地域医療対策につきましては、地域医療計画推進経費を計上しているほか、救急医療体制の体系的整備と機能の強化を図るとともに、へき地中核病院を中心としてへき地保健医療水準の向上を図るための諸施策を推進することとしております。

特定疾病対策としては、循環器疾患、がん等に関する専門医療機関の整備を促進するとともに、精神及び神経疾患等に関する医療、研究体制を充実するため、国立精神・神経センター（仮称）を設置することとしております。また、腎不全対策につきましても地方腎移植センターを拡充するなど充実を図ることとしております。

さらに、看護婦等医療従事者の養成確保につきましても、看護婦等養成所の整備、夜間看護体制の強化に伴う処遇改善等を行うこととしております。

精神保健対策につきましては、精神障害者の社会復帰の促進を図るため、通院患者リハビリテーション事業、精神障害者に対する訪問指導など諸施策を充実するとともに、引き続き、精神障害者に対する適正な医療を確保することとしていたしております。

また、結核・感染症対策につきましては、インフルエンザ等各種の感染症につき、迅速的確な情報を収集、提供するために国と地方を通じた常時監視体制を確立するとともに、新たに、結核の罹患率の高い地域における検診促進事業を実施することとしております。

原爆被爆者対策につきましては、原爆被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当等各種手当の引き上げ等を行うこととし、所要の経費を計上いたしております。

血液対策につきましては、血液製剤の安定供給及び安全性確保の見地から、従来の血液事業を全面的に見直し、新たに、四百ミリリットル採血、成分採血を実施に移すとともに、献血者の健康増進事業、輸血に起因する感染症に対処するための特殊血液の調査等の施策を進めることとしていた

おります。

以上のほか、新たに、国立病院・療養所の再編成に必要な経費を計上したほか、引き続き、公的病院の助成費、保健・医療施設の整備費、保健所運営費など所要の経費を計上しております。これらの結果、保健衛生対策費は、総額四千九百五十二億四千万円でありまして、昭和六十年度に比し、三百四十億四千万円の増額となっております。

第五は、戦傷病者戦没者遺族等に対する援護費であります。

戦傷病者戦没者遺族等については、遺族年金等の年金額の引き上げ及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続・増額支給を行うほか、中国残留日本人孤児対策につきましても、未訪日の孤児七百人を迎えて訪日肉親調査を概了させるとともに、今後の孤児帰国に備え、中国帰国孤児定着促進センターを拡充するなど、受入体制の整備と日本社会への定着自立促進対策の充実強化を図ることとしております。

これら、遺族及び留守家族等援護費として、総額一千五百四十三億四千万円を計上いたしておりますが、これは昭和六十年度に比し五十九億四千万円の増額となっております。

第六は、環境衛生施設整備費であります。水道施設整備費につきましては、簡易水道及び水道水源開発等の整備等を引き続き推進することとして九百六億四千万円を計上いたしております。廃棄物処理施設整備につきましても、昭和六十一年度を初年度とする第六次廃棄物処理施設整備計画を策定し、この計画に基づき整備を促進するとともに、引き続き、広域廃棄物処理処分場の整備を行うこととし、六百二十五億四千万円を計上いたしております。環境衛生施設整備費の総額は一千五百三十六億四千万円であり、これは昭和六十年度に比し十六億四千万円の減額となっております。

以上のほか、新たに、人生八十年型社会システムの開発調査、長寿科学に関する研究組織についての調査検討及び長寿関連基礎科学についての官民協力プロジェクトの推進並びに市場開放関連対

策等の推進を図るとともに、引き続き、食品・医薬品の安全対策、環境衛生営業の振興、国際医療・福祉協力及び戦没者の遺骨収集、慰霊巡拝の実施等につきましても、それぞれ充実を図り、所要の経費を計上いたしております。

以上、昭和六十一年度厚生省所管一般会計予算の概要を申し上げます。

次に、昭和六十一年度厚生省所管特別会計について申し上げます。

第一に、厚生保険特別会計につきましては、政府管掌健康保険につきましても、昭和六十一年度における保険料率を「千分の一」引き下げることとしております。また、国庫補助につきましても、昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律に基づき、健康保険法の規定により算定した額から一千三百億円を控除して得た額等を、厚生年金保険国庫負担金につきましても、厚生保険特別会計法に基づき、厚生年金保険法の規定により算定した額のうち、昭和三十六年四月前の期間に係る国庫負担等から三千四百億円を減額した額を、それぞれ一般会計から繰り入れることとし、一般会計から二兆三千四百九十九億四千万円の繰り入れを行い、各勘定の歳入、歳出予算を計上いたしております。

第二に、船員保険特別会計につきましては、職務外年金部分の厚生年金保険への統合が行われること等を踏まえ、一般会計から八十億四千万円の繰り入れを行い、歳入、歳出予算を計上いたしております。

第三に、国立病院特別会計につきましては、一般会計から一千三百七十五億四千万円の繰り入れを行い、各勘定の歳入、歳出予算を計上いたしております。

第四に、国民年金特別会計につきましては、国民年金特別会計への国庫負担金の繰り入れ額の当面の推移等を勘案し、一般会計から国民年金特別会計への繰り入れの平準化を図るための特例措置が引き続き講じられておりますので、一般会計から一兆四千四百一十一億四千万円の繰り入れを行い、各勘

定の歳入、歳出予算を計上いたしております。なお、基礎年金に関する経理を明確にするため、基礎年金勘定を新設することとしております。

以上、昭和六十一年度厚生省所管特別会計の予算について申し上げます。

このほか、政府関係機関として、環境衛生金融公庫の収入、支出予算につきましては、新たに、運転資金貸付制度を導入する等所要の改善を図っておりますが、なお詳細につきましては、予算書等によりましてごらんいただきたいと存じます。何とぞ、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

昭和六十一年度労働省所管一般会計及び特別会計予算説明要旨

昭和六十一年度一般会計及び特別会計予算のうち労働省所管分について、その概要を御説明申し上げます。

労働省の一般会計の歳出予算額は、四千八百八十八億五千二百四十四万円で、これを前年度当初予算額四千八百九十二億二千三百四十四万と比較いたしますと、三億七千万円の減額となっております。

次に労働保険特別会計について御説明申し上げます。この会計は、「労災勘定」「雇用勘定」「徴収勘定」に区分されておりますので、勘定ごとに歳入歳出予算額を申し上げます。

労災勘定は、歳入歳出予算額とも一兆七千九百五十五億五千八百四十四万円で、これを前年度予算額一兆六千五百三十七億九千四百四十四万と比較いたしますと、六百五十七億六千四百四十四万の増加となっております。

雇用勘定は、歳入歳出予算額とも一兆九千九百六十五億七千四百四十四万円で、これを前年度予算額一兆九千八百九十三億九千六百四十四万と比較いたしますと、七十一億七千八百四十四万の増加となっております。

徴収勘定は、歳入歳出予算額とも二兆五千四百六十六億七千九百四十四万円で、これを前年度予算額二兆五千七十八億八百万円と比較いたしますと、三

百八十八億七千万円の増加となっております。

最後に、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の石炭勘定のうち当省所管分としては、炭鉱離職者の援護対策等に必要経費として、百七十四億五千万円を計上しておりますが、この額は、前年度予算額百七十九億三千五百万円と比較いたしますと、四億八千五百万円の減額となっております。

昭和六十一年度の予算につきましては、限られた財源の中で各種施策について優先順位の厳しい選択を行い、財源の重点配分を行うことにより、新たな行政需要に積極的に対応し得るよう、きめ細かく、かつ、効率的な労働施策の実現を図ることとしたしております。

次に、その主要内容について概略御説明申し上げます。

第一は、高齢化社会における雇用と生活安定対策に必要な経費であります。

本格的な高齢化社会の到来を迎え、経済社会の活力を維持、発展させていく上で、六十五歳程度までの高齢者の雇用就業の確保は、早急に対処しなければならぬ極めて重要な課題であります。

このため、六十歳定年を事業主の努力義務とすることなどを内容とする高齢者の雇用就業対策に関する総合的な法律案を今国会に提出し、これらによって、六十歳前半半層までを含めた継続雇用の推進のための指導援助体制、助成制度の整備拡充、高齢者の再就職の促進のための公共職業安定所の機能強化、定年退職後等における就業の場の確保等の総合的な雇用就業対策の推進を図ることとしております。

また、公共職業訓練施設の高齢者向け訓練料の増設等により、高齢者の能力開発を促進し、さらに、高齢者の職域の拡大と安全衛生の確保を図るため高齢者向けME機器等の研究開発を推進するとともに、勤労者の老後生活の安定を図るための対策に関する総合的研究を推進していくこととしております。

これらに必要な経費として一千七十一億六百万円を計上いたしております。

第二は、労働者の健康・安全確保対策と労災補償対策に必要な経費であります。

高齢化の進展等最近の社会情勢の変化を踏まえ、年金受給者間の不均衡を是正するため年金給付の給付基礎日額に年齢階層別の最低保障額及び最高限度額を設定する等労働者災害補償保険の制度面における不均衡等の是正を図るための労働者災害補償保険法等の改正法案を今国会に提出することとしております。

また、新技術の導入に伴う職場環境の変化等に対応した健康・安全対策、また、身体的健康のみでなく心の面を加えた健康確保対策など労働者の健康と安全を確保するための施策を総合的に展開していくこととしております。

これらに必要な経費として九千七百七十七億四千九百万円を計上いたしております。

第三は、中小企業労働者福祉対策であります。

我が国の企業の大多数を占める中小企業は、労働条件・福祉等の面で大企業との格差が大きく、中小企業に働く人々の福祉等の向上を図ることは、労働行政の主要な課題であります。

特に、中小企業における退職金制度の導入は必ずしも十分ではなく、また、大企業との退職金水準の格差は極めて大きいという状況にあります。このため中小企業退職金共済制度について掛金納付月数の通算制度の拡充、掛金月額の範囲の引き上げ、掛金助成制度の新設、資金運用範囲の拡大等の整備充実を図ることとし、そのための中小企業退職金共済法の改正法案を今国会に提出したところであります。

また、中小企業労働者の労働条件・福祉の向上を図るため、中小企業の人事労務管理改善施策を拡充し、国と都道府県が一体となった施策を推進するとともに中小企業における安全衛生確保対策のより一層の推進を図ることとしております。これらに必要な経費として四百八十七億三千三百

百万円を計上いたしております。

第四は、労働時間の短縮と勤労者生活の向上対策に必要な経費であります。

昨年六月に策定した「労働時間短縮の展望と指針」に基づき、社会的・国民的合意形成の促進、労使の自主的努力に対する指導・援助等により、週休二日制の普及等の労働時間短縮のための施策を推進することとしております。

また、勤労者生活の向上を図るため、持家融資制度等の充実による勤労者財産形成促進制度の活用を促進してまいります。

さらに、最近、家庭の主婦層を中心に、増加の著しいパートタイム労働者については、その雇用の安定、労働条件の確保等を図るため、パートタイム労働対策要綱に基づき、労使に対する啓発指導等を一層推進するとともに、パートバンクの増設により職業紹介体制の充実を図ることとしております。

これらに必要な経費として二十四億百万円を計上いたしております。

第五は、労働力需給の円滑な調整に必要な経費であります。

本格的な高齢化社会の到来、ME化を中心とする新たな技術革新の進展、女子の職場進出、産業構造の転換等労働市場の構造的変化が進む中で、これらの変化に対応した労働力需給の円滑な調整が必要であり、このため、本年七月に予定されている労働者派遣法の施行を円滑に進めること等により、労働者派遣事業、民間職業紹介事業の適正な運営の確保を図り、さらに総合的雇用情報システムの導入等により、公共職業安定機関の労働力需給調整システム機能の整備を図ることとしております。

また、ME化への対応のあり方について、プロック別労使等会議の開催等により広範なコンセンサスの形成を促進するなどME化に対応した雇用対策を推進することとしております。これらに必要な経費として一兆三千四百五十九億九千五百万円を計上いたしております。

第六は、職業能力開発対策に必要な経費であります。

昨年の職業能力開発促進法の制定を踏まえ、新時代の生涯職業能力開発を推進するため、生涯能力開発給付金制度の拡充、職業能力開発サービスセンターの増設等により、民間企業における計画的な職業能力開発を促進することとしております。

また、技術革新の進展等の環境変化を踏まえつつ、離職者、新規卒業者等の職業訓練を地域のニーズに応じて弾力的に実施するなど公共部門による職業能力開発を的確に推進するとともに、中小企業の社内検定に対する援助等を通じて職業能力評価体制の整備に努めることとしております。これらに必要な経費として八百七億三千五百万円を計上いたしております。

第七は、男女の雇用機会均等の確保等女子労働者対策に必要な経費であります。

本年四月から施行される男女雇用機会均等法の周知徹底を図るほか、女子労働者と事業主との間に紛争が生じた場合の調停を行う機会均等調停委員会を各都道府県婦人少年室に設置し、その円滑な運営により紛争解決の援助を行うなど、同法の円滑な施行を図ることとしており、また、女子が職業生活と家庭生活との調和を図ることができるようになるため、育児休業制度の普及を促進するほか、「女子再雇用促進給付金」を創設し、女子再雇用制度の普及促進に努めることとしております。

これらに必要な経費として二十七億九千七百万円を計上いたしております。

第八は、障害者等特別な配慮を必要とする人々の職業生活援助対策に必要な経費であります。

障害者の雇用機会確保を図るため、身体障害者雇用率制度の適正な運営を図るとともに、重度障害者、精神薄弱者に重点を置いた雇用対策を推進するほか、障害者の能力開発対策を図ることとしております。また、身体障害者の社会復帰を促進するため、治療から社会復帰までを一貫して行う総合リハビリ

リレーション施設の設置等を推進することとして
おります。

このほか、季節・出稼労働者対策については、
冬期雇用安定奨励金制度等の延長による、通年雇
用の基盤の整備を図ることとしております。

また、失業対策事業については、昨年十一月の
失業対策制度調査研究会報告の趣旨に沿って、失
業対策事業紹介対象者の年齢制限の実施等制度の
改善を図ることとしております。

さらに、国鉄余剰人員対策につきましては、昨
年末に閣議決定された国鉄余剰人員対策の基本方
針に基づき、関係省庁と協力しながら、余剰人員
の再就職促進にかかる所要の法案を今国会に提出
することとしております。

これらに要する経費として一千四百九十八億九
千百万円を計上いたしております。

第九は、労働外交の展開に必要な経費でありま
す。

近年、各国間の相互依存関係の深まりと我が国
の国際的地位の向上に伴い、労働の分野において
も、我が国の国際的責務にふさわしい積極的な活
動が要請されております。このため、諸外国との
相互理解の促進や国際協力の強化等対外労働政策
を積極的に展開してまいります。なかでも開発途
上国の「人づくり」等に協力するため、職業訓
練、労使関係等労働の各分野における技術協力を
拡充強化することとし、特に「アジア・太平洋地
域技能開発計画(APSDEP)」の活動を支援す
ることとしております。

これらに要する経費として四十三億五千六百万
円を計上いたしております。

第十は、労使関係安定対策に必要な経費であり
ます。

産業労働懇話会等の労使の対話の場を設け、労
使の相互理解と信頼を強化するための環境づくり
を推進することとしております。

これらに要する経費として四億八千二百万円を
計上いたしております。

以上のほか、中長期的な労働政策の樹立と労働

行政体制の整備及び一般行政事務費等に必要な経
費を計上いたしております。

以上、昭和六十一年度労働省所管一般会計及び
特別会計の予算について概略御説明申し上げます。
何とぞ、格別の御協力を賜りますようお願い申し
上げる次第であります。

二月七日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、保育所制度の充実に係る請願(第一号)
- 一、労働保険制度改正に関する請願(第四号)
- 一、保育所制度の充実に係る請願(第五号)
- (第一四号)(第一五号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第一六号)
- 一、被爆者・戦時災害援護法の即時制定に關する請願(第二二号)
- 一、保育所制度の充実に係る請願(第二九号)
- (第三〇号)(第三二号)(第三三号)(第三四号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第三五号)
- 一、保育所制度の充実に係る請願(第四〇号)
- (第四一號)(第四二號)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第四三號)
- (第四八号)(第五〇号)
- 一、保育所制度の充実に係る請願(第五五号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第五六号)
- 一、旧軍人軍属在籍期間の国民年金・厚生年金への通算加算に関する請願(第五九号)
- 一、保育所制度の充実に係る請願(第六一號)
- (第六四号)(第六五号)(第六六号)(第六七号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第六八号)
- 一、保育所制度の充実に係る請願(第六九号)
- (第九〇号)(第九一號)(第九二號)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第九三號)
- 一、保育所制度の充実に係る請願(第九九号)
- (第一〇九号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第一一〇号)(第一二二號)(第一二四号)

一、被爆者・戦時災害援護法の即時制定に關する請願(第一二六号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第一三〇号)

一、国立療養所新潟病院の整備拡充と存続に關する請願(第一三二號)

一、保育所制度の充実に係る請願(第一三五号)

一、被爆者・戦時災害援護法の即時制定に關する請願(第一三八号)

一、建設国民健康保険組合等の改善に関する請願(第一四一號)

一、福祉制度改悪反対に関する請願(第一四二号)

一、保育所制度の充実に係る請願(第一五八号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第一五九号)

第一号 昭和六十一年十二月二十四日受理
保育所制度の充実に係る請願

請願者 三重県津市桜橋二ノ一三一 三重
県社会福祉協議会内 高島順忠
外一万七千三十四名

紹介議員 斎藤 十朗君

乳幼児が健全に成長するうえで必要な保育所の制度を充実するため、次の事項について確立を図られたい。

- 一、保育所制度を堅持すること。
- 二、保育所措置費の国庫負担を確保すること。
- 三、保育所措置費を改善すること。
- 1 職員給与の格付を是正すること。
- 2 業務省力化等勤務条件改善費を改善すること。
- 3 一般生活費を増額すること。
- 4 児童用採暖費、除雪費を大幅に増額すること。
- 5 管理費を増額すること。
- 6 事務職員雇上費を改善し全保育所へ配置すること。

ること。

7 保育単価の定員区分を改善すること。

四、特別保育対策を充実すること。

五、保育所における乳幼児健全育成相談事業を拡
大・充実すること。

六、保育所の保育料は現状を維持すること。

第四号 昭和六十一年十二月二十四日受理
労働保険制度改正に関する請願

請願者 栃木県今市市土沢一、四三二ノ二
〇 武田良雄

紹介議員 上野 雄文君

政府は、今国会で労働者災害補償保険法を改正
しようとしているが、その内容はじん肺患者にと
つて死活にかかわる問題である。については、次の
事項について実現を図られたい。

一、最低保障額の見直しは賛成であるが、最高限
度額の導入は、労働基準法に反するのでしない
こと。

二、年金給付(特に低額給付者)の額については、
解決が法制的にむずかしいれば最低五年ごとに
見直すこと。

三、厚生年金(老齢年金)との併給調整について
は、労働補償が社会保障か労働者災害補償の基
本的性格にかかわる問題であり、また、同一事
由以外に拡大するなどのこともあり、これをし
ないこと。

四、職業性の疾病については、事業主が業務上外
の立証できないものについてはすべて業務上
の災害と認定すること。

五、葬祭料の現行額は社会性にそぐわないので改
善すること。

六、休業補償のスライドは、現行二十パーセント
であるがこれを十パーセントにすること。

七、被災労働者援護事業については、重度障害者
が長期にわたって療養したのち業務外の事由で
死亡した場合に遺族に対して必要な保護を講ず
るとともに、一時金給付による救済措置をとる
こと。

八、使用者側への不服申立て制度の付与については、現行の審査制度の基本は被災者の救済にあり、また、不服審査業務の迅速化にも反するので認めないこと。
九、保険料については、先進国に比べて高負担といえないので是正すること。

第五号 昭和六十年十二月二十四日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 岐阜市古市場一〇六ノ四 西垣安

紹介議員 杉山 令肇君
之 外一万二千九百十六名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四号 昭和六十年十二月二十五日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 京都府福知山市畑中一、七五六
中川昭徳 外三千二十六名

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五号 昭和六十年十二月二十五日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ
四 橋本常蔵 外三千三百七十五

紹介議員 佐藤栄佐久君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六号 昭和六十年十二月二十五日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 愛知県海部郡飛島村松之郷二ノ六
四ノ一 鈴木義清 外二千二百七

紹介議員 大木 浩君
一、保護者負担を軽減すること。
二、国庫補助率一割カットの継続に反対すること。
三、定員割れによる事務費減収分を全額補てんす

ること。

理由

(1)保育料は、十数段階に区分して徴収しているが、その負担額の増大は保護者の生活をおびやかし、負担に耐えられず退所を余儀なくされるケースも続出して、保育料の負担と階層別徴収率の実体を再検討し、保護者負担の軽減を図るべきである。(2)保育補助金の一割カットは昭和六十年年度限りの時限立法であるが、これを継続すると、地方自治体の負担は厳しくなり、保育所の保育に影響し、一部地方自治体においては保育予算の削減を余儀なくされている。国の福祉の根幹である八・一・一の基本負担を守りぬくようにすべきである。(3)全国的に保育所の定員未充足が続出しているが、私立保育園の場合は、公立保育園と異なり、定員定額制がとられていないので、定員の未充足は直接保育等の解雇につながる問題になっている。よって、未充足による事務費の全額負担補てんをするよう要望するものである。

第二一号 昭和六十年十二月二十六日受理
被爆者・戦時災害援護法の即時制定に関する請願

請願者 群馬県渋川市寄居町二、一七五
吹井秀之 外百名

紹介議員 喜屋武眞榮君
中曾根内閣総理大臣は、戦後四十年経た今も国家補償に基づく被爆者・戦時災害援護法の制定を昭和五十五年の原爆被爆者対策基本問題懇談会の意見報告を盾に拒否して、国家の十五年戦争に対する責任を否定している。こうした姿勢は、靖国神社の公式参拝、国家機密法の提出等とともに軍拡によつて核戦争を繰り返すことも辞さない政策と表裏一体のものである。国民が核戦争を拒否する権利をうたてた援護法を拒否することは、核戦争被害に対して政府は責任を負わないと主張しているに等しい。ついで、国家補償に基づく被爆者・戦時災害援護法を即時制定されたい。

保育所制度の充実に関する請願

請願者 鹿児島市鳴池新町一ノ七鹿児島県
保育協議会内 佐藤良則 外七千

紹介議員 金丸 三郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三〇号 昭和六十年十二月二十六日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 富山市経堂二八七 古本良和 外
五千七百二十八名

紹介議員 高平 公友君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三一号 昭和六十年十二月二十六日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 山梨県塩山市上塩後一〇 安田五
郎 外五千二百九名

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三二号 昭和六十年十二月二十六日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 新潟市東中通一番町八六 広川芳
雄 外八千四百七十七名

紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三号 昭和六十年十二月二十六日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ
四 西原主計 外二千九百九十九

紹介議員 松垣徳太郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三四号 昭和六十年十二月二十六日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 広島市中区基町一〇ノ五二広島県

庁広島県保育連盟連合会内 寺尾
フミエ 外一万五千四百四十五名

紹介議員 藤田 正明君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三五号 昭和六十年十二月二十六日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 愛知県稲沢市附島町正明寺六〇ノ
一 遠山満 外二千二百五十名

紹介議員 大木 浩君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四〇号 昭和六十年十二月二十七日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 埼玉県鴻巣市寺谷四二五ノ一 吉
田武人 外一万八千八百九十六名

紹介議員 関口 恵造君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四一号 昭和六十年十二月二十七日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 徳島県名西郡石井町石井五五六ノ
五 黒田保郎 外五千八百三十三

紹介議員 内藤 健君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四二号 昭和六十年十二月二十七日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 鳥取市扇町二ノ一鳥取県社会教育福
祉会館鳥取県保育協議会内 大橋

紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四三号 昭和六十年十二月二十七日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 愛知県知立市昭和八ノ一知立団地
二四ノ二〇五 岸上勇 外八百二

紹介議員 十名
大木 浩君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四八号 昭和六十一年十二月二十八日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 愛知県刈谷市野田町西田四八ノ二
一 輪殿圭子 外千九百九十五名
紹介議員 大木 浩君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五〇号 昭和六十一年一月六日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 愛知県一宮市大和町妙興寺高畑四
五 舟橋絵美 外千七百四十九名
紹介議員 大木 浩君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五五号 昭和六十一年一月七日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ
四 蒲池孝子 外九百六十五名
紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五六号 昭和六十一年一月七日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 愛知県稲沢市小池一ノ三ノ八 谷
下沢清子 外千八百三十四名
紹介議員 吉川 博君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五九号 昭和六十一年一月七日受理
旧軍人軍属在籍期間の国民年金・厚生年金への通
算加算に関する請願
請願者 熊本市本庄六ノ四ノ一 北川次男
外五百二十九名
紹介議員 守住 有信君
旧軍人軍属であつた者は、戦後四十年にならうと

しているなかで、高齢化し、国民年金及び厚生年
金受給者(受給資格者)となつてゐる。昨今の経済
状況のなかでは、これらの者の多くは、国民年金
及び厚生年金にこの在籍期間の通算加算がなく、
年金額が低位にある。しかし、国家公務員及び地
方公務員については、旧軍人軍属の在籍期間が共
済年金に通算加算されている。ついで、旧軍人
軍属であつた者で軍人恩給受給対象者でない者に
ついても国民年金及び厚生年金にこの在籍期間を
通算加算されたい。

第六一号 昭和六十一年一月七日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 千葉市千葉港四ノ三千葉県保育協
議会内 大照堯弘 外二万七千七百
五十三名
紹介議員 井上 裕君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六四号 昭和六十一年一月八日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 香川県大川郡志度町志度五六一番
川県保育所管理者協議会内 櫻村
正員 外三千九百八十五名
紹介議員 真鍋 賢二君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八五号 昭和六十一年一月十日受理
保育所制度の充実に関する請願(二通)
請願者 山形市中里一四二 高橋睦子 外
五千十三名
紹介議員 降矢 敬義君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八六号 昭和六十一年一月十日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 山口県熊毛郡田布施町田布施保育
園財団法人山口県保育協会会長
出井真有 外五千七百十名

紹介議員 松岡満寿男君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八七号 昭和六十一年一月十日受理
保育所制度の充実に関する請願(二通)
請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ
四 阪登彰雄 外一万七百二十七名
紹介議員 吉川 博君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八八号 昭和六十一年一月十日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 愛知県豊田市保見ヶ丘五ノ一 近
藤康二 外二千四百名
紹介議員 吉川 博君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第八九号 昭和六十一年一月十三日受理
保育所制度の充実に関する請願(三通)
請願者 東京都新宿区神楽河岸二ノ一 東
京都社会福祉協議会内 布施英雄
外一万四千九百八十七名
紹介議員 志村 愛子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九〇号 昭和六十一年一月十三日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 秋田市中通一ノ四ノ一九社会福祉
会館秋田県保育協議会内 岸登
外二千二百一十一名
紹介議員 出口 廣光君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九一号 昭和六十一年一月十三日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ
四 中辻利夫 外四百五十九名
紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九二号 昭和六十一年一月十三日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ
四 砂走孝順 外七千八百四十一
名
紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九三号 昭和六十一年一月十三日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 愛知県稲沢市東緑町一ノ一二三
二 柏葉忠克 外千六百二十九名
紹介議員 吉川 博君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第九九号 昭和六十一年一月十六日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 愛媛県新居浜市大島一八二 村上
任 外一万二百八名
紹介議員 仲川 幸男君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇九号 昭和六十一年一月二十日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ
四 近藤連 外四千三十三名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一一〇号 昭和六十一年一月二十日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 愛知県一宮市泉二ノ一六ノ四 田
中俊武 外千四百九十五名
紹介議員 吉川 博君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一二二号 昭和六十一年一月二十一日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 愛知県豊南市大浜上町五ノ一 対馬良太郎 外三百三十四名

紹介議員 吉川 博君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一二四号 昭和六十一年一月二十五日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 愛知県海部郡七宝町下之森内河原 二五六ノ二 彦坂哲夫 外七十四名

紹介議員 吉川 博君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一二六号 昭和六十一年一月二十七日受理
被爆者・戦時災害援護法の即時制定に関する請願

請願者 奈良県磯城郡田原本町幸町一、六 二四 福井富美子 外百名

紹介議員 稚山 篤君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第一三〇号 昭和六十一年一月二十七日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 愛知県海部郡蟹江町西之森才勝一 二〇 山田紀幸子 外百三十四名

紹介議員 吉川 博君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一三二号 昭和六十一年一月二十七日受理
国立療養所新潟病院の整備拡充と存続に関する請願

請願者 新潟県刈羽郡高柳町岡野町一、七 一四ノ二 高柳町長 永井勇雄
紹介議員 長谷川 信君

柏崎市に所在する国立療養所新潟病院は、小児慢性疾患の地方基幹施設として小児医療の中心的役割を果たしているほか、結核、肺結核その他胸部疾患、神経内科系疾患、重症心身障害児、筋萎縮症などの専門医療を行っており、柏崎市をはじめとする中越地域を中心に、新潟県内全域にわたって

地域医療に大きな役割を果たしている。高度医療機関の少ない当地域においては、新潟病院の役割に期待するところが大きく、施設の充実強化を願っている。さらに全国立病院、療養所について再編計画が明らかになったが、地域医療の充実強化発展のため、国立療養所新潟病院を存続し、整備充実することが必要である。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、国立療養所新潟病院を国の統合廃止や、地方自治体、民間への移譲計画に入れないようにすること。
二、小児慢性疾患の地方基幹施設として機能を強化すること。あわせて、重症心身障害児医療、筋ジストロフィー症医療、慢性呼吸器疾患医療の設備を充実すること。

第一三五号 昭和六十一年一月二十八日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区永田町二ノ一 二ノ四 横山貞子 外六千四百八十二名

紹介議員 石本 茂君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一三八号 昭和六十一年一月二十九日受理
被爆者・戦時災害援護法の即時制定に関する請願

請願者 大阪府泉南市信達市場三ノ四九 〇 塩崎兼人 外二百六十五名

紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第一四一号 昭和六十一年一月二十九日受理
建設国民健康保険組合等の改善に関する請願

請願者 千葉県銚子市上野町二〇七 木内 清 外三十六名

紹介議員 糸久八重子君
建設国民健康保険組合をはじめ国民健康保険組合の健全運営と改善のため、当面、昭和六十一年度において次の事項について実現を図りたい。

一、国民健康保険に対する国庫負担の削減により地方自治体及び被保険者に負担を転嫁しないこと。
二、建設国民健康保険組合に対する国庫補助は従来水準を確保すること。そのため特別調整補助金を大幅に増額すること。

第一四二号 昭和六十一年一月二十九日受理
福祉制度改善反対に関する請願

請願者 名古屋市中熱田区沢下町八ノ四 愛知 単一労働会館内 平出曉 外九百九十九名

紹介議員 糸久八重子君
月額五万円を超える保育料、月額十数万円にもなる障害児施設の徴収金など、社会福祉施設の利用料が引き上げられている。更に、保育所の縮小や廃止、老人ホームには入所基準をもうけて老人を追い出すなど、福祉をめぐる問題が起きている。この数年、第二次臨時行政調査会の行政改革路線によつて福祉予算を大幅に削減したが、特に昭和六十年度は、生活保護費や福祉施設の運営費に対する国の負担金を一割削減し、福祉の後退をすすめている。昭和六十一年度予算においても、軍事費や大企業のための予算増を引き続き行うために、福祉に対する国の負担金を更に減らし、これまで国の責任で行ってきた福祉制度を破壊し、金で買う福祉にかえようとしている。ついては、憲法に基づく国民の権利としての社会保障、社会福祉を拡充するため、次の事項について実現を図りたい。

一、国民の暮らしにかかわる国の負担金の削減をしない、国の責任による福祉施策をすすめること。
二、保育所・福祉施設の廃止・縮小や入所のしめつけをしない、保育料など利用者の負担を軽減すること。
三、労働基準法の改悪に反対し、行き届いた保育福祉を支える福祉施設などの職員を増やし、賃金や労働条件を改善すること。

第一五八号 昭和六十一年一月二十九日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 愛知県豊橋市東細谷町旭島二〇 杉浦清 外五千四百四十九名

紹介議員 吉川 博君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五九号 昭和六十一年一月二十九日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 京都市上京区丸太町通智恵光院西 入 村井照明 外一万六千四百五十三名

紹介議員 上田 稔君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
二、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
（中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第一条 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

四、だれもが安心して暮らせるよう、健康保険十割給付や老人医療無料制度を復活し、憲法に基づく社会保障制度を確立すること。

第一五八号 昭和六十一年一月二十九日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 愛知県豊橋市東細谷町旭島二〇 杉浦清 外五千四百四十九名

紹介議員 吉川 博君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五九号 昭和六十一年一月二十九日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 京都市上京区丸太町通智恵光院西 入 村井照明 外一万六千四百五十三名

紹介議員 上田 稔君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
二、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
（中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第一条 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

は、雇用改善事業関係業務のうち第二十六条第一項第一号に係る業務（以下この節において「給付金業務」という。）を行う場合において、自ら同条第二項に規定する雇用保険法第六十二条の規定に基づく給付金の支給を受けようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の認可を受けなければならない。

（報告）

第二十九条 中央高年齢者雇用安定センターは、給付金業務を行う場合において当該業務に關し必要があると認めるときは、事業主に對し、必要な事項についての報告を求めることができる。

（事業計画等）

第三十条 中央高年齢者雇用安定センターは、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 中央高年齢者雇用安定センターは、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（区分経理）

第三十一条 中央高年齢者雇用安定センターは、雇用改善事業関係業務を行う場合には、雇用改善事業関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

（交付金）

第三十二条 国は、予算の範囲内において、中央高年齢者雇用安定センターに對し、雇用改善事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相當する金額を交付することができる。

（労働省令への委任）

第三十三条 この節に定めるもののほか、中央高年齢者雇用安定センターが雇用改善事業関係業務を行う場合における中央高年齢者雇用安定センターの財務及び会計に關し必要な事項は、労働省令で定める。

（役員及び解任）
第三十四条 中央高年齢者雇用安定センターの役員は、労働大臣の認可を受けなければならない。

2 中央高年齢者雇用安定センターの役員が、この節の規定（当該規定に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第二十七条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第二十五条に規定する業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、労働大臣は、中央高年齢者雇用安定センターに對し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（役員及び職員は公務員たる性質）
第三十五条 給付金業務に従事する中央高年齢者雇用安定センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（報告及び検査）
第三十六条 労働大臣は、第二十五条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、中央高年齢者雇用安定センターに對し、当該業務若しくは資産の状況に關し必要な報告をさせ、又は所屬の職員に、中央高年齢者雇用安定センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（監督命令）

第三十七条 労働大臣は、この節の規定を施行

するために必要な限度において、中央高年齢者雇用安定センターに對し、第二十五条に規定する業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第三十八条 労働大臣は、中央高年齢者雇用安定センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十四条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて第二十五条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十五条に規定する業務を適正かつ確實に実施することができないと認められるとき。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第二十七条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで雇用改善事業関係業務を行つたとき。

五 第四十七条第一項の条件に違反したとき。

2 労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第二十五条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

（労働大臣による雇用改善事業関係業務の実施）
第三十九条 労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは雇用改善事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は中央高年齢者雇用安定センターが雇用改善事業関係業務を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該雇用改善事業関係業務を自ら行うものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により雇用改善事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定

により行つてゐる雇用改善事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により雇用改善事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行つてゐる雇用改善事業関係業務を行わないものとする場合における当該雇用改善事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

第二節 都道府県高年齢者雇用安定センター

（指定）

第四十条 労働大臣は、都道府県の区域内の事業に關し高年齢者継続雇用措置に關する事業主の自主的な活動を促進すること等により高年齢者の雇用の安定その他福祉の増進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確實に行つたことと認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

（業務）

第四十一条 前条の指定を受けた者（以下「都道府県高年齢者雇用安定センター」という。）は、当該都道府県の区域内の事業に關し、次に掲げる業務を行うものとする。

一 事業主その他の関係者に對し、高年齢者継続雇用措置その他高年齢者の雇用に關する講習等を行うこと。

二 高年齢者継続雇用措置その他高年齢者の雇用に關する情報及び資料を収集し、並びに事業主その他の関係者に對し提供すること。

三 中央高年齢者雇用安定センターの委託を受けて雇用改善事業関係業務の一部を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、高年齢者の雇用の安定その他福祉の増進を図るために

必要な業務を行うこと。

(事業計画等)

第四十二条 都道府県高年齢者雇用安定センターは、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、労働大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県高年齢者雇用安定センターは、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、労働大臣に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第四十三条 労働大臣は、都道府県高年齢者雇用安定センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十条の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第四十一条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。

四 次条において準用する第三十七条の規定に基づく処分違反したとき。

五 第四十七条第一項の条件に違反したとき。

2 労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(準用)

第四十四条 第二十四条第二項から第四項まで及び第三十七条の規定は、都道府県高年齢者雇用安定センターについて準用する。この場合において、第二十四条第二項中「前項」とあるのは、「次節」と、「第二十五条」とあるのは、「第四十一条」と読み替へるものとする。

第五章 国による援助等

第四十五条 国は、高年齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため、事業主に対する援助等の措置を講ずることができる。

第六章 雑則

(聴聞)

第四十六条 労働大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

一 第三十四条第二項の規定による役員解任命令

二 第三十八条第一項の規定による指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止命令

三 第四十三条第一項の規定による指定の取消し

2 前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(指定の条件)

第四十七条 この法律の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(権限の委任)

第四十八条 この法律に定める労働大臣の権限は、政令又は労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県知事又は公共職業安定所長に委任することができる。

第七章 罰則

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十六条第一項の規定による報告をせ

ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第五十一条 第二十八条の規定により労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした中央高年齢者雇用安定センターの役員は、十万円以下の過料に処する。

附則第三條中「第十一条の五」を「第十一条の四」に改める。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第二条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 定年の引上げ等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進(第四条—

第五条)

第三章 高年齢者等の雇用の促進等

第一節 国による高年齢者の雇用の促進(第六条—第八条)

第二節 事業主による高年齢退職者の再就職の援助等(第九条—第十一条の二)

第三節 中高年齢失業者等に対する特別措置(第十二条—第二十三条)

第四章 高年齢者雇用安定センター

第一節 中央高年齢者雇用安定センター(第二十四条—第三十九条)

第二節 都道府県高年齢者雇用安定センター(第四十条—第四十四条)

第五章 定年退職者等に対する就業の機会の

確保(第四十五条)

第六章 シルバー人材センター等

第一節 シルバー人材センター(第四十六条—第四十八条)

第二節 全国シルバー人材センター協会(第四十九条—第五十一条)

第七章 国による援助等(第五十二条—第五十四条)

第八章 雑則(第五十五条—第五十八条)

第九章 罰則(第五十九条—第六十一条)

附則

第一条中「がその能力に適合した職業に就くことの促進」を「雇用の促進、定年退職者その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保」に改め、「措置を」の下に「総合的にを」を「図る」の下に「とともに、経済及び社会の発展に寄与する」を加える。

第二条第一項中「中高年齢者」を「高年齢者」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「高年齢者等」とは、高年齢者及びその他の中高年齢失業者等をいう。

第二条第四項中「中高年齢者」の下に「(労働省令で定める年齢以上の者をいう。)」を加え、同条の次に次の三条を加える。

(基本的理念)

第二条の二 高年齢者等は、職業生活の各段階ごとに、その意欲及び能力に応じ、雇用の機会その他の多様な就業の機会が確保され、職業生活の充実が図られるように配慮されるものとする。

2 労働者は、自ら進んで、高齢期における職業生活の充実のため、その能力の開発及び向上並びにその健康の保持及び増進に努めるものとする。

(事業主の責務)

第二条の三 事業主は、その雇用する高年齢者について、職業能力の開発及び向上、作業施設の改善その他の諸条件の整備、再就職の援

助等を行うことにより、その意欲及び能力に
応じてその者のための雇用の機会の確保等が
図られるように努めるものとする。

2 労働大臣は、前項の政令の制定又は改正の
立案をしようとするときは、あらかじめ、中
央職業安定審議会の意見を聴かなければなら
ない。

(国及び地方公共団体の責務)
第二条の四 国及び地方公共団体は、事業主、
労働者その他の関係者の自主的な努力を尊重
しつつその実情に応じてこれらの者に対し必
要な援助等を行うとともに、高年齢者等の雇
用の促進のために必要な職業紹介、職業訓練
等の体制の整備を行う等、高年齢者等の雇用
の機会その他の多様な就業の機会の確保等を
図るために必要な施策を総合的かつ効果的に
推進するように努めるものとする。

(定年の引上げに関する計画)

第二章の章名を次のように改め、第三章の章
名を削る。
第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 事業主は、前項の計画を作成したときは、
労働省令で定めるところにより、労働大臣に
提出しなければならない。これを変更したと
きも、同様とする。
3 労働大臣は、第一項の計画が著しく不適当
であると認めるときは、当該計画を作成した
事業主に対し、その変更を勧告することがで
きる。
4 労働大臣は、特に必要があると認めるとき
は、第一項の計画を作成した事業主に対し、
その適正な実施に関して必要な勧告をするこ
とができる。

第三章 公共職業安定所は、高年齢者の雇用を
促進するため、高年齢者の雇用の機会が確保
されるように求人及び求職に関する情報を
収集し、並びに高年齢者である求職者及び事
業主に対して提供するように努めるものとし
る。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

第二章 定年の引上げ等による高年齢者
の安定した雇用の確保の促進
第四条を次のように改める。
(定年を定める場合の年齢)
第四条 事業主は、その雇用する労働者の定年
(以下単に「定年」という。)の定めをする場合
には、当該定年が六十歳を下回らないように
努めるものとする。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、
労働省令で定める算定方法により行うもの
とする。

の措置(以下「高年齢者継続雇用措置」とい
う。)を推進するため、作業施設の改善その他
の諸条件の整備を図るための業務
二 第四条の二第一項の規定による要請を受
けた場合又は第四条の三第一項の規定によ
る命令を受けた場合にあつては、当該要請
若しくは命令に係る国との連絡に関する業
務又は同項の計画の作成及び当該計画の円
滑な実施を図るための業務
第三章 高年齢者等の雇用の促進等
第一節 国による高年齢者の雇用の促
進
(雇用促進の措置の効果的な推進)
第六条 国は、高年齢者の雇用を促進するた
め、高年齢者に係る職業指導、職業紹介、職
業訓練その他の措置が効果的に関連して実施
されるように配慮するものとする。
(求人の開拓等)
第七条 公共職業安定所は、高年齢者の雇用を
促進するため、高年齢者の雇用の機会が確保
されるように求人及び求職を行うとともに、
高年齢者に係る求人及び求職に関する情報を
収集し、並びに高年齢者である求職者及び事
業主に対して提供するように努めるものとし
る。
第九条の前に次の節名を付する。
第二節 事業主による高年齢退職者の
再就職の援助等
第九条から第十一条までを次のように改
める。
(再就職援助の措置)
第九条 事業主は、その雇用する高年齢者(労
働省令で定める者に限る。以下第十一条まで
において同じ。)が定年、解雇(自己の責めに
帰すべき理由によるものを除く。)その他の労
働省令で定める理由により離職する場合にお
いて、当該高年齢者が再就職を希望するとき
は、求人の開拓その他当該高年齢者の再就職
の援助に必要措置を講ずるように努め
るものとする。
2 公共職業安定所は、前項の規定により事業
主が講ずべき高年齢者の再就職の援助に関す
る措置について、当該事業主の求めに応じ
て、必要な助言その他の援助を行うものとす
る。
(多数離職の届出)
第十条 事業主は、その雇用する高年齢者のう
ち労働省令で定める数以上の者が前条第一項
に規定する理由により離職する場合には、あ
らかじめ、労働省令で定めるところにより、
その旨を公共職業安定所長に届け出なければ
ならない。
(再就職援助計画の作成等)
第十一条 公共職業安定所長は、労働省令で定
めるところにより、第九条第一項に規定する
理由により離職する高年齢者の職業の安定を
図るために必要があると認めるときは、当該
高年齢者を雇用する事業主に対し、当該高年
齢者の再就職の援助等に関する計画(以下こ
の条において「再就職援助計画」という。)の作
成を要請することができる。
2 前項の規定による要請を受けた事業主は、
労働省令で定めるところにより、再就職援助
計画を作成し、公共職業安定所長に提出する
ものとする。
3 前項の規定により再就職援助計画を作成し
た事業主は、その雇用する者のうちから再就
職援助担当者を選任し、その者に、当該計画
に基づいて、労働省令で定めるところによ
り、公共職業安定所と協力して、当該計画に
係る高年齢者の再就職の援助に関する業務を
行わせるものとする。
4 公共職業安定所長は、再就職援助計画を提
出した事業主に対し、当該計画の円滑な実施
のために必要な助言その他の援助を行うもの

とする。

(定年退職等の場合の退職準備援助の措置)
第十一條の二 事業主は、その雇用する高年齢者が定年その他これに準ずる理由により退職した後においてその希望に応じ職業生活から円滑に引退することができるようになるために必要な備えをすることを援助するため、当該高年齢者に対し、引退後の生活に関する必要な知識の取得の援助その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第十一條の三及び第十一條の四を削り、第十二條の前に次の節名を付する。

第三節 中高年齢失業者等に対する特別措置

第十八條中「雇用対策法」の下に「昭和四十一年法律第百三十二号」を加える。

第二十三條中「この章」を「この節」に改める。

第二十四條第一項中「定年の引上げ等による事業主の雇用する高年齢者の安定した雇用の確保を図るための措置(以下「高年齢者継続雇用措置」という。))」を「高年齢者継続雇用措置」に改める。

第三十八條第一項第五号及び第四十三條第一項第五号中「第四十七條第一項」を「第五十七條第一項」に改める。

第五十一條を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第十條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者(法人であるときは、その代表者は、十万円以下の過料に処する。第五十一條を第六十一條とし、第五十條を第六十條とし、第四十九條を第五十九條とする。第七章を第九章とする。

第四十八條を第五十八條とし、第四十七條を第五十七條とする。

第四十六條第一項中「労働大臣」の下に「及び都道府県知事」を加え、同項第三号中「第四十三條第一項」の下に「(第四十八條及び第五十一條において準用する場合を含む。))」を加え、同条

を第五十六條とし、第六章中同条の前に次の一條を加える。

(雇用状況の報告)

第五十五條 労働大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業主に対し、定年に關する制度の状況その他高年齢者の雇用に關する状況について必要な事項の報告を求めることができる。

第六章を第八章とする。

第四十五條に見出しとして「(事業主に対する助成等)」を付し、同条中「図るため」の下に「その雇用する労働者のうちに高年齢者(労働省令で定める範囲の年齢の者に限る。))が占める割合が労働省令で定める割合を超える事業主に対する助成その他の」を加え、同条を第五十二條とし、第五章中同条の次に次の二條を加える。

(職域の拡大の研究等)

第五十三條 国は、高年齢者の職域の拡大、高年齢者の労働能力の開発方法等高年齢者の雇用の安定その他福祉の増進に關し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

(職業紹介等を行う施設の整備等)

第五十四條 国は、高年齢者に対する職業紹介等を効果的に行うために必要な施設の整備に努めるものとする。

2 国は、地方公共団体等が、高年齢者に対し職業に關する相談に応ずる業務を行う施設を設置する等高年齢者の雇用を促進するための措置を講ずる場合には、必要な援助を行うことができる。

第五章を第七章とする。

第四章の次に次の二條を加える。

第五章 定年退職者等に対する就業の機会の確保

(国及び地方公共団体の講ずる措置)

第四十五條 国及び地方公共団体は、定年退職者その他の高年齢退職者の職業生活の充実そ

の他福祉の増進に資するため、臨時的かつ短期的な就業を希望するこれらの者について、就業に關する相談を実施し、その希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成し、その他その就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第六章 シルバー人材センター等

第一節 シルバー人材センター

(指定)

第四十六條 都道府県知事は、定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、及びこれらの者に對して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もつて高年齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第三十四條の法人であつて、次条第一項に規定する業務に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、市町村(特別区を含む。)の区域(当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して労働省令で定める基準に従い、同項第一号及び第二号に掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域)ごとに一個に限り、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項について業務の実施に關する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、高年齢者の福祉の増進に資すると認められること。

(業務等)

第四十七條 前条の指定を受けた者(以下「シルバー人材センター」という。)は、当該指定に係る区域において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く)を希望する高年齢退職者のために、当該就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。

二 臨時的かつ短期的な雇用による就業を希望する高年齢退職者のために、無料の職業紹介事業を行うこと。

三 高年齢退職者に対し、臨時的かつ短期的な就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、高年齢退職者のための臨時的かつ短期的な就業に關し必要な業務を行うこと。

2 シルバー人材センターは、職業安定法第三十三條第一項の規定にかかわらず、労働省令で定めるところにより、労働大臣に届け出て、前項第二号の無料の職業紹介事業を行うことができる。

3 前項の規定による無料の職業紹介事業に關しては、シルバー人材センターを職業安定法第三十三條の二第一項各号に掲げる施設の長若しくは同項の規定により無料の職業紹介事業を行う者又は雇用対策法第二條に規定する職業紹介機関と、前項の規定の実施状況を職業安定法第三十三條の二第一項の実施状況と、前項の規定による届出を同条第一項の規定による届出とみなして、同条第三項、同法第三十三條の三第二項、同法第三十四條第一項ただし書及び第二項、同法第四十九條第二項並びに同法第六十五條から第六十七條までの規定並びに雇用対策法第三章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第三十三條の二第三項中「同項」とあり、及び同法第三十三條の三第二項中「前条第一項」とあるのは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十七條第二項」とする。

4 前二項に定めるもののほか、第二項の規定

による無料の職業紹介事業に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(準用)

第四十八条 第二十四条第二項から第四項まで、第三十七条、第四十二条及び第四十三条の規定は、シルバー人材センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第二十四条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、「所在地」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域」と、第三十七条中「この節」とあるのは「第六章第一節」と、「第二十五条」とあるのは「第四十七条第一項」と、第四十三条第一項中「第四十条」とあるのは「第四十六条」と、同項第一号中「第四十一条」とあるのは「第四十七条第一項」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第一節」と、同項第四号中「次条」とあるのは「第四十八条」と読み替えるものとする。

第二節 全国シルバー人材センター協会

(指定)
第四十九条 労働大臣は、シルバー人材センターの健全な発展を図るとともに、定年退職者その他の高齢退職者の能力の積極的な活用を促進することにより、高齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができることと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

(業務)

第五十条 前条の指定を受けた者(以下「全国シルバー人材センター協会」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。
一 シルバー人材センターの業務に關し啓発活動を行うこと。
二 シルバー人材センターの業務に従事する

者に対する研修を行うこと。

三 シルバー人材センターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。

四 シルバー人材センターの業務に關する情報及び資料を収集し、並びにシルバー人材センターその他の関係者に對し提供すること。

五 前各号に掲げるもののほか、シルバー人材センターの健全な発展及び定年退職者その他の高齢退職者の能力の積極的な活用を促進するために必要な業務を行うこと。

(準用)

第五十一条 第二十四条第二項から第四項まで、第三十七条、第四十二条及び第四十三条の規定は、全国シルバー人材センター協会について準用する。この場合において、第二十四条第二項中「前項」とあるのは「第四十九条」と、第三十七条中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、「第二十五条」とあるのは「第五十条」と、第四十三条第一項中「第四十条」とあるのは「第四十九条」と、同項第一号中「第四十一条」とあるのは「第五十条」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、同項第四号中「次条」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定並びに次条、附則第三条、第五条及び第六条の規定、附則第七條の規定(沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)第四十七条第一項の改正規定中「第三章」を「第三章第三節」に改める部分を除く)、附則第八条の規定(特定不況業

種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に關する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)第二十三条第三項の改正規定中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める部分を除く)並びに附則第十条の規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(職業安定法の一部改正)

第二条 職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法」を「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十二条第三項中「中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法」を「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に改める。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第三条 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第一百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項第三号中「その行う事業の規模が政令で定める規模のものに限る。」を削る。

(雇用対策法の一部改正)

第四条 雇用対策法(昭和四十一年法律第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「中高年齢者等」を「高齢者等」に、「第二十條の四」を「第二十條の二」に改める。

第六章の章名中「中高年齢者等」を「高齢者等」に改める。

第十九条中「中高年齢者」を「高齢者」に改める。

第二十条中「中高年齢者又は」を削る。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五十条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の四中「中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法」を「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に改める。

部改正

第六条 沖繩の復興に伴う特別措置に關する法律(昭和四十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第四十六條第一項中「中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法」を「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に改め、同条第二項中「中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法」の下に「(昭和四十六年法律第六十八号)」を加える。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)

第七條 沖繩振興開発特別措置法の一部を次のように改正する。

第四十七條の見出しを「(高齢者等の雇用の安定等に関する法律等の適用除外)」に改め、同条第一項中「中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法」を「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に、「第三章」を「第三章第三節」に改め、同条第二項中「中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法」を「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に改める。

(特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に關する特別措置法の一部改正)

第八条 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に關する特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項及び第二項中「中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法」を「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に改め、同条第三項中「中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法」を「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に、「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める。

(職業安定法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 職業安定法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四条のうち、雇用対策法目次の改正規定及

び同法第七章第二十一条の前に一条を加える
改正規定中「第二十条の五」を「第二十条の三」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正）

第四条の二 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五十八条中「都道府県知事又は」の下に「都道府県労働局長若しくは」を加える。

（労働省設置法の一部改正）

第十条 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の二 中央高年齢者雇用安定センター及び都道府県高年齢者雇用安定センターの監督に關すること。

第四十一条及び第五十五条第五十号中「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」を「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に改める。

第五十五条第五十号の次に次の一号を加える。

五十の二 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて、中央高年齢者雇用安定センター及び都道府県高年齢者雇用安定センターを指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。

第十条第一項中「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」を「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に改める。

第十一条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四十一条を次のように改める。

四十一 一定年の引上げに關する計画に關すること。

第四十一条の二 中「及び都道府県高年齢者雇用安定センター」を、都道府県高年齢者雇用安定センター及び全国シルバー人材セン

ター協会に改める。

第五十五条第五十号中「高年齢者雇用率を設定し、及び高年齢者雇用率の達成に關する計画」を「一定年の引上げに關する計画」に改め、同条第五十号の二中「及び都道府県高年齢者雇用安定センター」を、都道府県高年齢者雇用安定センター及び全国シルバー人材センター協会に改める。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項中「千二百円以上一万六千円以下」を「千円以上二万円以下」に改め、同条第三項中「千二百円を超え二千円未満であるときは二百円に整数を乗じて得た額、二千円を超え五千円未満であるときは五百円に整数を乗じて得た額、五千円を超え一万円未満であるときは一万円に改める。

第十條第二項第一号を次のように改める。

一 掛金納付月数に應じ別表第一の第二欄に定める金額

第十條第二項第二号中「千二百円」を「千円」に、「その百円ごと」を「掛金の納付があつた月数」に、「その超える額を千円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金納付月数に改める。

第十三條第四項中「の百円ごと」について、掛金の納付があつた月数に應じ別表第一の第二欄に定める金額を千円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金納付月数に改める。

第十四條中「場合であつて」を「場合において、退職前に締結されていた退職金共済契約に係る掛金納付月数が二十四月以上であるとき、又は当該掛金納付月数が二十四月未満であり、かつ」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第十八條の次に次の一条を加える。

（加入促進等のための掛金負担軽減措置）

第十八條の二 事業団は、中小企業者が退職金共済契約の申込みをすること及び共済契約者が第九條第一項の掛金月額の増加の申込みをすることを促進するため、労働省令で定めるところにより、共済契約者の掛金に係る負担を軽減する措置として、一定の月分の掛金の額を減額することができ。

2 前項の規定に基づき掛金の減額の措置が講ぜられる月について、共済契約者が同項の規定に基づき減額された額により掛金を納付した場合に、第十條第二項、第十三條第四項、第二十一条の四及び第九十四條第一項の規定の適用については、前条第一項の掛金月額により掛金の納付があつたものとみなす。

第二十一条の二第四項中「千二百円」を「千円」に改める。

第二十一条の三第一項中「百円」を「千円」に改める。

第二十一条の四第一項中「に應じ別表第一の第二欄に定める金額」に「に應じ別表第一の第三欄に定める金額の十二倍に相当する額に、掛金納付月数に應じ別表の第二欄に定める金額からその第三欄に定める金額の十二倍の額を減じて得た額を加算した金額」及び、「掛金納付月数」とあるのは「掛金納付月数に過去勤務期間の月数を加えた月数」とを削り、「掛金の納付があつた月数」を「掛金納付月数に過去勤務期間の月数を加えた月数に應じ別表第一に、「四千九百六十円」を「四万九千六百円」に、「六千八百円」を「六万八千円」に、「百円」を「千円」に改め、同条第二項第二号中「百円」を「千円」に改め、同条第三項第二号中「当該共済契約者が中小企業者であつた期間に係るものに限る」を「第一項の規定に該當する被共済者のうち、当該退職金共済契約の解除の日退職したとする場合における退職金の額が同項本文の規定により計算したときに得られる

額になる者にあつては、掛金納付月数に過去勤務期間の月数を加えた月数」に、「十二倍」を「三倍」に改める。

第三十七條第一項本文中「役員」を「理事長」に改め、「四年」の下に「とし、理事及び監事の任期は、二年」を加える。

第四十六條第二項中「前項に規定する」を「前項第一号及び第三号に掲げる」に改める。

第五十條に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項の規定による承認を受けた財務諸表をその事務所に備えて置かなければならない。

第五十三條第一項中「あたつて」を「当たつて」に改め、同項に次の一号を加える。

四 被共済者を被保険者とする生命保険（被保険者の退職を保障金の支払事由とするものに限る）の保険料の払込み

第七十四條第二項中「第三十七條」を「第三十七條第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 運営委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七十八條第一項中「この場合において」の下に「第五十條第三項中その事務所に」とあるのは「各事務所に」とを加え、「第五十三條第一項」を「第五十三條第一項第一号及び第二号」に、「同条第五項」を「同条第四号中「の退職」とあるのは、が第八十二條第一項各号（同条第二項及び第三項の規定により適用する場合を含む）に掲げる事由に該當すること」と、同条第五項に改める。

第八十三條の二を第八十三條の三とし、第八十三條の次に次の一条を加える。

（加入促進等のための掛金負担軽減措置）

第八十三條の二 組合は、特定業種に屬する事業を営む中小企業者が特定業種退職金共済契約の申込みをすることの促進その他この章の規定による中小企業退職金共済事業の円滑な実施を図るため、労働省令で定めるところにより、共済

契約者の掛金に係る負担を軽減する措置として、一定の日分の掛金の納付を免除することができ。

2 前項の規定に基づき掛金の納付の免除の措置が講ぜられた日のある被共済者について、第八十二条第一項の規定による月数への換算、次条第一項の規定により繰り入れるべき金額の算定又は第九十四条第四項の規定により引き渡すべし。

き金額の算定をするときは、当該日については、掛金の納付があつたものとみなす。

第九十五条中「経費」を「費用」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第十八条の二第二項及び第八十三条の二第二項の規定に基づく措置に要する費用

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一(第十条、第十三条、第二十一条の四関係)

月数	金	額
一月	一	一、〇〇〇円
二月	一	二、〇〇〇円
三月	一	三、〇〇〇円
四月	一	四、〇〇〇円
五月	一	五、〇〇〇円
六月	一	六、〇〇〇円
七月	一	七、〇〇〇円
八月	一	八、〇〇〇円
九月	一	九、〇〇〇円
一〇月	一	一〇、〇〇〇円
十一月	一	一一、〇〇〇円
十二月	一〇、八〇〇円	一二、〇〇〇円
一月	一二、六〇〇円	一三、〇〇〇円
二月	一四、四〇〇円	一四、〇〇〇円
三月	一六、二〇〇円	一五、〇〇〇円
四月	一八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
五月	二〇、一〇〇円	一七、〇〇〇円
六月	二二、二〇〇円	一八、〇〇〇円
七月	二四、六〇〇円	一九、〇〇〇円

二〇月	二七、〇〇〇円	九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
二一月	二九、七〇〇円	九、九〇〇円	二一、〇〇〇円
二二月	三二、四〇〇円	一〇、八〇〇円	二二、〇〇〇円
二三月	三五、一〇〇円	一一、七〇〇円	二三、〇〇〇円
二四月	三七、二〇〇円	一二、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
二五月	三七、五〇〇円	一二、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
二六月	三八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
二七月	三八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
二八月	三八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
二九月	三八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
三〇月	三八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
三一月	三八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
三二月	三八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三二、〇〇〇円
三三月	三八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
三四月	三八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
三五月	三八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三五、〇〇〇円
三六月	三八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
三七月	三八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三七、〇〇〇円
三八月	三八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三八、〇〇〇円
三九月	三八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三九、〇〇〇円
四〇月	三八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円
四一月	三八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	四一、〇〇〇円
四二月	三八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	四二、〇〇〇円
四三月	三八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	四三、〇〇〇円
四四月	三八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	四四、〇〇〇円
四五月	三八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	四五、〇〇〇円
四六月	三八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	四六、〇〇〇円

四七月	一五三、一六〇円	五〇、〇〇〇円	四九、〇〇〇円
四八月	一五八、〇六〇円	五一、六〇〇円	五〇、六〇〇円
四九月	一六二、九六〇円	五三、二〇〇円	五二、一〇〇円
五〇月	一六七、八六〇円	五四、八〇〇円	五三、七〇〇円
五一月	一七二、七六〇円	五六、四〇〇円	五五、三〇〇円
五二月	一七七、三六〇円	五七、九〇〇円	五六、七〇〇円
五三月	一八一、九五〇円	五九、四〇〇円	五八、二〇〇円
五四月	一八六、五五〇円	六〇、九〇〇円	五九、七〇〇円
五五月	一九〇、八三〇円	六二、三〇〇円	六一、一〇〇円
五六月	一九五、一二〇円	六三、七〇〇円	六二、四〇〇円
五七月	一九九、四一〇円	六五、一〇〇円	六三、八〇〇円
五八月	二〇三、七〇〇円	六六、五〇〇円	六五、二〇〇円
五九月	二〇七、九九〇円	六七、九〇〇円	六六、五〇〇円
六〇月	二一二、二八〇円	六九、三〇〇円	六七、九〇〇円
六一月	二一六、五七〇円	七〇、七〇〇円	六九、三〇〇円
六二月	二二〇、八五〇円	七二、一〇〇円	七〇、七〇〇円
六三月	二二五、一四〇円	七三、五〇〇円	七二、〇〇〇円
六四月	二二九、四三〇円	七四、九〇〇円	七三、四〇〇円
六五月	二三三、七二〇円	七六、三〇〇円	七四、八〇〇円
六六月	二三八、〇一〇円	七七、七〇〇円	七六、一〇〇円
六七月	二四二、九一〇円	七九、三〇〇円	七七、七〇〇円
六八月	二四七、八一〇円	八〇、九〇〇円	七九、三〇〇円
六九月	二五二、七一〇円	八二、五〇〇円	八〇、九〇〇円
七〇月	二五七、六一〇円	八四、一〇〇円	八二、四〇〇円
七一月	二六二、五一〇円	八五、七〇〇円	八四、〇〇〇円
七二月	二六七、四一〇円	八七、三〇〇円	八五、六〇〇円
七三月	二七二、六二〇円	八九、〇〇〇円	八七、二〇〇円

七四月	二七七、八三〇円	九〇、七〇〇円	八八、九〇〇円
七五月	二八三、〇四〇円	九二、四〇〇円	九〇、六〇〇円
七六月	二八八、二四〇円	九四、一〇〇円	九二、二〇〇円
七七月	二九三、四五〇円	九五、八〇〇円	九三、九〇〇円
七八月	二九八、六六〇円	九七、五〇〇円	九五、六〇〇円
七九月	三〇四、一七〇円	九九、三〇〇円	九七、三〇〇円
八〇月	三〇九、六九〇円	一〇一、一〇〇円	九九、一〇〇円
八一月	三一五、二〇〇円	一〇二、九〇〇円	一〇〇、八〇〇円
八二月	三二〇、七一〇円	一〇四、七〇〇円	一〇二、六〇〇円
八三月	三二六、二三〇円	一〇六、五〇〇円	一〇四、四〇〇円
八四月	三三一、七四〇円	一〇八、三〇〇円	一〇六、一〇〇円
八五月	三三七、二五〇円	一一〇、一〇〇円	一〇七、九〇〇円
八六月	三四二、七七〇円	一一一、九〇〇円	一〇九、七〇〇円
八七月	三四八、二八〇円	一一三、七〇〇円	一一一、四〇〇円
八八月	三五三、七九〇円	一一五、五〇〇円	一一三、二〇〇円
八九月	三五九、三一〇円	一一七、三〇〇円	一一五、〇〇〇円
九〇月	三六四、八二〇円	一一九、一〇〇円	一一六、七〇〇円
九一月	三七〇、九五〇円	一二一、一〇〇円	一一八、七〇〇円
九二月	三七七、〇七〇円	一二三、一〇〇円	一二〇、六〇〇円
九三月	三八三、二〇〇円	一二五、一〇〇円	一二二、六〇〇円
九四月	三八九、三三〇円	一二七、一〇〇円	一二四、六〇〇円
九五月	三九五、四五〇円	一二九、一〇〇円	一二六、五〇〇円
九六月	四〇一、五八〇円	一三一、一〇〇円	一二八、五〇〇円
九七月	四〇七、七一〇円	一三三、一〇〇円	一三〇、四〇〇円
九八月	四一三、八三〇円	一三五、一〇〇円	一三二、四〇〇円
九九月	四一九、九六〇円	一三七、一〇〇円	一三四、四〇〇円
一〇〇月	四二六、〇九〇円	一三九、一〇〇円	一三六、三〇〇円

一〇一月	四三二、五二〇円	一四一、二〇〇円	一三八、四〇〇円
一〇二月	四三八、九五〇円	一四三、三〇〇円	一四〇、四〇〇円
一〇三月	四四五、六九〇円	一四五、五〇〇円	一四二、六〇〇円
一〇四月	四五二、四三〇円	一四七、七〇〇円	一四四、七〇〇円
一〇五月	四五九、一七〇円	一四九、九〇〇円	一四六、九〇〇円
一〇六月	四六五、九一〇円	一五二、一〇〇円	一四九、一〇〇円
一〇七月	四七二、六五〇円	一五四、三〇〇円	一五一、二〇〇円
一〇八月	四七九、三八〇円	一五六、五〇〇円	一五三、四〇〇円
一〇九月	四八六、一二〇円	一五八、七〇〇円	一五五、五〇〇円
一一〇月	四九二、八六〇円	一六〇、九〇〇円	一五七、七〇〇円
一一一月	四九九、六〇〇円	一六三、一〇〇円	一五九、八〇〇円
一一二月	五〇六、三四〇円	一六五、三〇〇円	一六二、〇〇〇円
一一三月	五一三、〇八〇円	一六七、五〇〇円	一六四、二〇〇円
一一四月	五一九、八二〇円	一六九、七〇〇円	一六六、三〇〇円
一一五月	五二六、五六〇円	一七一、九〇〇円	一六八、五〇〇円
一一六月	五三三、三〇〇円	一七四、一〇〇円	一七〇、六〇〇円
一一七月	五四〇、〇三〇円	一七六、三〇〇円	一七二、八〇〇円
一一八月	五四六、七七〇円	一七八、五〇〇円	一七四、九〇〇円
一一九月	五五三、五一〇円	一八〇、七〇〇円	一七七、一〇〇円
一二〇月	五七三、〇九〇円	一八二、九〇〇円	一七九、二〇〇円
一二一月	五七九、九八〇円	一八五、一〇〇円	一八一、四〇〇円
一二二月	五八六、八七〇円	一八七、三〇〇円	一八三、六〇〇円
一二三月	五九三、七七〇円	一八九、五〇〇円	一八五、七〇〇円
一二四月	六〇〇、六六〇円	一九一、七〇〇円	一八七、九〇〇円
一二五月	六〇七、五五〇円	一九三、九〇〇円	一九〇、〇〇〇円
一二六月	六一四、四五〇円	一九六、一〇〇円	一九二、二〇〇円
一二七月	六二一、三四〇円	一九八、三〇〇円	一九四、三〇〇円

一二八月	六二八、二三〇円	二〇〇、五〇〇円	一九六、五〇〇円
一二九月	六三五、一三〇円	二〇二、七〇〇円	一九八、六〇〇円
一三〇月	六四二、〇二〇円	二〇四、九〇〇円	二〇〇、八〇〇円
一三一月	六四八、九一〇円	二〇七、一〇〇円	二〇三、〇〇〇円
一三二月	六五五、八一〇円	二〇九、三〇〇円	二〇五、一〇〇円
一三三月	六六三、〇一〇円	二一一、六〇〇円	二〇七、四〇〇円
一三四月	六七〇、二二〇円	二一三、九〇〇円	二〇九、六〇〇円
一三五月	六七七、四三〇円	二一六、二〇〇円	二一一、九〇〇円
一三六月	六八四、六三〇円	二一八、五〇〇円	二一四、一〇〇円
一三七月	六九一、八四〇円	二二〇、八〇〇円	二一六、四〇〇円
一三八月	六九九、〇五〇円	二二三、一〇〇円	二一八、六〇〇円
一三九月	七〇六、二五〇円	二二五、四〇〇円	二二〇、九〇〇円
一四〇月	七一三、四六〇円	二二七、七〇〇円	二二三、一〇〇円
一四一月	七二〇、六七〇円	二三〇、〇〇〇円	二二五、四〇〇円
一四二月	七二七、八七〇円	二三二、三〇〇円	二二七、七〇〇円
一四三月	七三五、〇八〇円	二三四、六〇〇円	二二九、九〇〇円
一四四月	七四二、二九〇円	二三六、九〇〇円	二三二、二〇〇円
一四五月	七四九、四九〇円	二三九、二〇〇円	二三四、四〇〇円
一四六月	七五六、七〇〇円	二四一、五〇〇円	二三六、七〇〇円
一四七月	七六三、九一〇円	二四三、八〇〇円	二三八、九〇〇円
一四八月	七七一、一一〇円	二四六、一〇〇円	二四一、二〇〇円
一四九月	七七八、三二〇円	二四八、四〇〇円	二四三、四〇〇円
一五〇月	七八五、五三〇円	二五〇、七〇〇円	二四五、七〇〇円
一五一月	七九二、七四〇円	二五三、〇〇〇円	二四八、〇〇〇円
一五二月	八〇〇、〇七〇円	二五六、三〇〇円	二五一、二〇〇円
一五三月	八〇七、三〇〇円	二五九、六〇〇円	二五三、五〇〇円
一五四月	八一四、五三〇円	二六二、九〇〇円	二五六、七〇〇円

一五五月	八二九、三九〇円	二六四、七〇〇円	二五九、四〇〇円
一五六月	八三八、一七〇円	二六七、五〇〇円	二六二、二〇〇円
一五七月	八四六、九四〇円	二七〇、三〇〇円	二六四、九〇〇円
一五八月	八五五、七一〇円	二七三、一〇〇円	二六七、六〇〇円
一五九月	八六四、四九〇円	二七五、九〇〇円	二七〇、四〇〇円
一六〇月	八七三、二六〇円	二七八、七〇〇円	二七三、一〇〇円
一六一月	八八二、〇三〇円	二八一、五〇〇円	二七五、九〇〇円
一六二月	八九〇、八一〇円	二八四、三〇〇円	二七八、六〇〇円
一六三月	八九九、五八〇円	二八七、一〇〇円	二八一、四〇〇円
一六四月	九〇八、三五〇円	二八九、九〇〇円	二八四、一〇〇円
一六五月	九一七、一三〇円	二九二、七〇〇円	二八六、八〇〇円
一六六月	九二五、九〇〇円	二九五、五〇〇円	二八九、六〇〇円
一六七月	九三四、六七〇円	二九八、三〇〇円	二九二、三〇〇円
一六八月	九四三、四五〇円	三〇一、一〇〇円	二九五、一〇〇円
一六九月	九五二、二二〇円	三〇三、九〇〇円	二九七、八〇〇円
一七〇月	九六〇、九九〇円	三〇六、七〇〇円	三〇〇、六〇〇円
一七一月	九六九、七七〇円	三〇九、五〇〇円	三〇三、三〇〇円
一七二月	九七八、五四〇円	三一二、三〇〇円	三〇六、一〇〇円
一七三月	九八七、三一〇円	三一五、一〇〇円	三〇八、八〇〇円
一七四月	九九六、〇九〇円	三一七、九〇〇円	三一、五〇〇円
一七五月	一、〇〇四、八六〇円	三二〇、七〇〇円	三二四、三〇〇円
一七六月	一、〇一三、六三〇円	三二三、五〇〇円	三二七、〇〇〇円
一七七月	一、〇二二、四一〇円	三二六、三〇〇円	三二九、八〇〇円
一七八月	一、〇三一、一八〇円	三二九、一〇〇円	三三二、五〇〇円
一七九月	一、〇三九、九五〇円	三三一、九〇〇円	三三五、三〇〇円
一八〇月	一、〇四八、七三〇円	三三四、七〇〇円	三三八、〇〇〇円
一八一月	一、〇五七、五〇〇円	三三七、五〇〇円	三三〇、八〇〇円
一八二月			三四〇、三〇〇円
一八三月			三四三、一〇〇円
一八四月			三四六、〇〇〇円
一八五月			三四八、九〇〇円
一八六月			三五一、八〇〇円
一八七月			三五四、七〇〇円
一八八月			三五七、六〇〇円
一八九月			三六〇、五〇〇円
一九〇月			三六三、四〇〇円
一九一月			三六六、三〇〇円
一九二月			三六九、二〇〇円
一九三月			三七二、一〇〇円
一九四月			三七五、〇〇〇円
一九五月			三七八、二〇〇円
一九六月			三八一、二〇〇円
一九七月			三八四、二〇〇円
一九八月			三八七、二〇〇円
一九九月			三九〇、二〇〇円
二〇〇月			三九三、三〇〇円
二〇一月			三九六、四〇〇円
二〇二月			三九九、五〇〇円
二〇三月			四〇二、六〇〇円
二〇四月			四〇五、七〇〇円
二〇五月			四〇八、八〇〇円
二〇六月			四一一、〇〇〇円
二〇七月			四一四、二〇〇円
二〇八月			四一七、四〇〇円

二〇九月	一、三二一、〇一〇円	四二一、六〇〇円	四一三、二〇〇円
二一〇月	一、三三一、〇四〇円	四二四、八〇〇円	四一六、三〇〇円
二一一月	一、三四一、〇七〇円	四二八、〇〇〇円	四一九、四〇〇円
二一二月	一、三五一、四一〇円	四三一、三〇〇円	四二二、七〇〇円
二一三月	一、三六一、七五〇円	四三四、六〇〇円	四二五、九〇〇円
二一四月	一、三七二、〇九〇円	四三七、九〇〇円	四二九、一〇〇円
二一五月	一、三八二、四三〇円	四四一、二〇〇円	四三二、四〇〇円
二一六月	一、三九二、七七〇円	四四四、五〇〇円	四三五、六〇〇円
二一七月	一、四〇三、一一〇円	四四七、八〇〇円	四三八、八〇〇円
二一八月	一、四一三、四五〇円	四五一、一〇〇円	四四二、一〇〇円
二一九月	一、四二四、一〇〇円	四五四、五〇〇円	四四五、四〇〇円
二二〇月	一、四三四、七五〇円	四五七、九〇〇円	四四八、七〇〇円
二二一月	一、四四五、四一〇円	四六一、三〇〇円	四五二、一〇〇円
二二二月	一、四五六、〇六〇円	四六四、七〇〇円	四五五、四〇〇円
二二三月	一、四六六、七一〇円	四六八、一〇〇円	四五八、七〇〇円
二二四月	一、四七七、三七〇円	四七一、五〇〇円	四六二、一〇〇円
二二五月	一、四八八、三三〇円	四七五、〇〇〇円	四六五、五〇〇円
二二六月	一、四九九、三〇〇円	四七八、五〇〇円	四六八、九〇〇円
二二七月	一、五一〇、二七〇円	四八二、〇〇〇円	四七二、四〇〇円
二二八月	一、五二一、二三〇円	四八五、五〇〇円	四七五、八〇〇円
二二九月	一、五三二、二〇〇円	四八九、〇〇〇円	四七九、二〇〇円
二三〇月	一、五四三、四八〇円	四九二、六〇〇円	四八二、七〇〇円
二三一月	一、五四四、七六〇円	四九六、二〇〇円	四八六、三〇〇円
二三二月	一、五六六、〇四〇円	四九九、八〇〇円	四八九、八〇〇円
二三三月	一、五七七、三二〇円	五〇三、四〇〇円	四九三、三〇〇円
二三四月	一、五八八、六〇〇円	五〇七、〇〇〇円	四九六、九〇〇円
二三五月	一、五九九、八八〇円	五一〇、六〇〇円	五〇〇、四〇〇円

二二六月	一、六一一、一六〇円	五一四、二〇〇円	五〇三、九〇〇円
二二七月	一、六二二、七五〇円	五一七、九〇〇円	五〇七、五〇〇円
二二八月	一、六三四、三五〇円	五二一、六〇〇円	五一一、二〇〇円
二二九月	一、六四五、九四〇円	五二五、三〇〇円	五一四、八〇〇円
二四〇月	一、六五七、五三〇円	五二九、〇〇〇円	五一八、四〇〇円
二四一月	一、六六九、四四〇円	五三二、八〇〇円	五二二、一〇〇円
二四二月	一、六八一、三五〇円	五三六、六〇〇円	五二五、九〇〇円
二四三月	一、六九三、二五〇円	五四〇、四〇〇円	五二九、六〇〇円
二四四月	一、七〇五、一六〇円	五四四、二〇〇円	五三三、三〇〇円
二四五月	一、七一七、〇七〇円	五四八、〇〇〇円	五三七、〇〇〇円
二四六月	一、七二八、九七〇円	五五一、八〇〇円	五四〇、八〇〇円
二四七月	一、七四一、一九〇円	五五五、七〇〇円	五四四、六〇〇円
二四八月	一、七五三、四一〇円	五五九、六〇〇円	五四八、四〇〇円
二四九月	一、七六五、六三〇円	五六三、五〇〇円	五五二、二〇〇円
二五〇月	一、七七七、八五〇円	五六七、四〇〇円	五五六、一〇〇円
二五一月	一、七九〇、〇七〇円	五七一、三〇〇円	五五九、九〇〇円
二五二月	一、八〇二、二九〇円	五七五、二〇〇円	五六三、七〇〇円
二五三月	一、八一四、八三〇円	五七九、二〇〇円	五六七、六〇〇円
二五四月	一、八二七、三六〇円	五八三、二〇〇円	五七一、五〇〇円
二五五月	一、八三九、八九〇円	五八七、二〇〇円	五七五、五〇〇円
二五六月	一、八五二、四三〇円	五九一、二〇〇円	五七九、四〇〇円
二五七月	一、八六四、九六〇円	五九五、二〇〇円	五八三、三〇〇円
二五八月	一、八七七、四九〇円	五九九、二〇〇円	五八七、二〇〇円
二五九月	一、八九〇、三四〇円	六〇三、三〇〇円	五九一、二〇〇円
二六〇月	一、九〇三、一九〇円	六〇七、四〇〇円	五九五、三〇〇円
二六一月	一、九一六、〇三〇円	六一一、五〇〇円	五九九、三〇〇円
二六二月	一、九二八、八八〇円	六一五、六〇〇円	六〇三、三〇〇円

二六三月	一、九四二、〇四〇円	六一九、八〇〇円	六〇七、四〇〇円
二六四月	一、九五五、二〇〇円	六二四、〇〇〇円	六一一、五〇〇円
二六五月	一、九六六、三六〇円	六二八、二〇〇円	六一五、六〇〇円
二六六月	一、九八一、五二〇円	六三二、四〇〇円	六一九、八〇〇円
二六七月	一、九四四、九九〇円	六三六、七〇〇円	六二四、〇〇〇円
二六八月	二、〇〇八、四七〇円	六四一、〇〇〇円	六二八、二〇〇円
二六九月	二、〇二一、九四〇円	六四五、三〇〇円	六三二、四〇〇円
二七〇月	二、〇三五、四一〇円	六四九、六〇〇円	六三六、六〇〇円
二七一月	二、〇四八、八九〇円	六五三、九〇〇円	六四〇、八〇〇円
二七二月	二、〇六二、六七〇円	六五八、三〇〇円	六四五、一〇〇円
二七三月	二、〇七六、四六〇円	六六二、七〇〇円	六四九、四〇〇円
二七四月	二、〇九〇、二五〇円	六六七、一〇〇円	六五三、八〇〇円
二七五月	二、一〇四、〇三〇円	六七一、五〇〇円	六五八、一〇〇円
二七六月	二、一七、八二〇円	六七五、九〇〇円	六六二、四〇〇円
二七七月	二、一三一、九二〇円	六八〇、四〇〇円	六六六、八〇〇円
二七八月	二、一四六、〇二〇円	六八四、九〇〇円	六七一、二〇〇円
二七九月	二、一六〇、一二〇円	六八九、四〇〇円	六七五、六〇〇円
二八〇月	二、一七四、二二〇円	六九三、九〇〇円	六八〇、〇〇〇円
二八一月	二、一八八、三二〇円	六九八、四〇〇円	六八四、四〇〇円
二八二月	二、二〇二、四二〇円	七〇三、九〇〇円	六八八、八〇〇円
二八三月	二、二一六、八三〇円	七〇七、五〇〇円	六九三、四〇〇円
二八四月	二、二三一、二五〇円	七一二、一〇〇円	六九七、九〇〇円
二八五月	二、二四五、六六〇円	七一六、七〇〇円	七〇二、四〇〇円
二八六月	二、二六〇、三九〇円	七二一、四〇〇円	七〇七、〇〇〇円
二八七月	二、二七五、一一〇円	七二六、一〇〇円	七一一、六〇〇円
二八八月	二、二八九、八四〇円	七三〇、八〇〇円	七一六、二〇〇円
二八九月	二、三〇四、五七〇円	七三五、五〇〇円	七二〇、八〇〇円

二九〇月	二、三一九、六一〇円	七四〇、三〇〇円	七二五、五〇〇円
二九一月	二、三三四、六五〇円	七四五、一〇〇円	七三〇、二〇〇円
二九二月	二、三四九、六九〇円	七四九、九〇〇円	七三四、九〇〇円
二九三月	二、三六四、七三〇円	七五四、七〇〇円	七三九、六〇〇円
二九四月	二、三七九、七七〇円	七五九、五〇〇円	七四四、三〇〇円
二九五月	二、三九五、一二〇円	七六四、四〇〇円	七四九、一〇〇円
二九六月	二、四一〇、四七〇円	七六九、三〇〇円	七五三、九〇〇円
二九七月	二、四二五、八三〇円	七七四、二〇〇円	七五八、七〇〇円
二九八月	二、四四一、一八〇円	七七九、一〇〇円	七六三、五〇〇円
二九九月	二、四五六、五三〇円	七八四、〇〇〇円	七六八、三〇〇円
三〇〇月	二、四七二、二〇〇円	七八九、〇〇〇円	七七三、二〇〇円
三〇一月	二、四八七、八七〇円	七九四、〇〇〇円	七七八、一〇〇円
三〇二月	二、五〇三、五三〇円	七九九、〇〇〇円	七八三、〇〇〇円
三〇三月	二、五一九、五一〇円	八〇四、一〇〇円	七八八、〇〇〇円
三〇四月	二、五三五、四九〇円	八〇九、二〇〇円	七九三、〇〇〇円
三〇五月	二、五五一、四七〇円	八一四、三〇〇円	七九八、〇〇〇円
三〇六月	二、五六七、四五〇円	八一九、四〇〇円	八〇三、〇〇〇円
三〇七月	二、五八三、七五〇円	八二四、六〇〇円	八〇八、一〇〇円
三〇八月	二、六〇〇、〇四〇円	八二九、八〇〇円	八一三、二〇〇円
三〇九月	二、六一六、三三〇円	八三五、〇〇〇円	八一八、三〇〇円
三〇一月	二、六三二、六三〇円	八四〇、二〇〇円	八二三、四〇〇円
三〇二月	二、六四九、二三〇円	八四五、五〇〇円	八二八、六〇〇円
三〇三月	二、六六五、八四〇円	八五〇、八〇〇円	八三三、八〇〇円
三〇四月	二、六八二、四五〇円	八五六、一〇〇円	八三九、〇〇〇円
三〇五月	二、六九九、〇五〇円	八六一、四〇〇円	八四四、二〇〇円
三〇六月	二、七一五、九七〇円	八六六、八〇〇円	八四九、五〇〇円
三〇七月	二、七三二、八九〇円	八七二、二〇〇円	八五四、八〇〇円

三三七月	二、七四九、八一〇円	八七七、六〇〇円	八六〇、〇〇〇円
三三八月	二、七六六、七三〇円	八八三、〇〇〇円	八六五、三〇〇円
三三九月	二、七八三、九七〇円	八八八、五〇〇円	八七〇、七〇〇円
三三〇月	二、八〇一、二〇〇円	八九四、〇〇〇円	八七六、一〇〇円
三三一月	二、八一八、四三〇円	八九九、五〇〇円	八八一、五〇〇円
三三二月	二、八三五、六七〇円	九〇五、〇〇〇円	八八六、九〇〇円
三三三月	二、八五三、二一〇円	九一〇、六〇〇円	八九二、四〇〇円
三三四月	二、八七〇、七六〇円	九一六、二〇〇円	八九七、九〇〇円
三三五月	二、八八八、三一〇円	九二一、八〇〇円	九〇三、四〇〇円
三三六月	二、九〇六、一七〇円	九二七、五〇〇円	九〇九、〇〇〇円
三三七月	二、九二四、〇三〇円	九三三、二〇〇円	九一四、五〇〇円
三三八月	二、九四一、八九〇円	九三八、九〇〇円	九二〇、一〇〇円
三三九月	二、九五九、七五〇円	九四四、六〇〇円	九二五、七〇〇円
三三〇月	二、九七七、九二〇円	九五〇、四〇〇円	九三一、四〇〇円
三三一月	二、九九六、〇九〇円	九五六、二〇〇円	九三七、一〇〇円
三三二月	三、〇一四、二七〇円	九六二、〇〇〇円	九四二、八〇〇円
三三三月	三、〇三二、四四〇円	九六七、八〇〇円	九四八、四〇〇円
三三四月	三、〇五〇、九三〇円	九七三、七〇〇円	九五四、二〇〇円
三三五月	三、〇六九、四一〇円	九七九、六〇〇円	九六〇、〇〇〇円
三三六月	三、〇八七、九〇〇円	九八五、五〇〇円	九六五、八〇〇円
三三七月	三、一〇六、七〇〇円	九九一、五〇〇円	九七一、七〇〇円
三三八月	三、一二五、五〇〇円	九九七、五〇〇円	九七七、六〇〇円
三三九月	三、一四四、三〇〇円	一、〇〇三、五〇〇円	九八三、四〇〇円
三四〇月	三、一六三、四一〇円	一、〇〇九、六〇〇円	九八九、四〇〇円
三四一月	三、一八二、五三〇円	一、〇一五、七〇〇円	九九五、四〇〇円
三四二月	三、二〇一、六四〇円	一、〇二一、八〇〇円	一、〇〇一、四〇〇円
三四三月	三、二二〇、七五〇円	一、〇二七、九〇〇円	一、〇〇七、三〇〇円

三四四月	三、二四〇、一八〇円	一、〇三四、一〇〇円	一、〇一三、四〇〇円
三四五月	三、二五九、六一〇円	一、〇四〇、三〇〇円	一、〇一九、五〇〇円
三四六月	三、二七九、〇三〇円	一、〇四六、五〇〇円	一、〇二五、六〇〇円
三四七月	三、二九八、四六〇円	一、〇五二、七〇〇円	一、〇三一、六〇〇円
三四八月	三、三一八、二〇〇円	一、〇五九、〇〇〇円	一、〇三七、八〇〇円
三四九月	三、三三七、九四〇円	一、〇六五、三〇〇円	一、〇四四、〇〇〇円
三五〇月	三、三五七、六八〇円	一、〇七一、六〇〇円	一、〇五〇、二〇〇円
三五一月	三、三七七、七三〇円	一、〇七八、〇〇〇円	一、〇五六、四〇〇円
三五二月	三、三九七、七九〇円	一、〇八四、四〇〇円	一、〇六二、七〇〇円
三五三月	三、四一八、一五〇円	一、〇九〇、九〇〇円	一、〇六九、一〇〇円
三五四月	三、四三八、五二〇円	一、〇九七、四〇〇円	一、〇七五、五〇〇円
三五五月	三、四五八、八九〇円	一、一〇三、九〇〇円	一、〇八一、八〇〇円
三五六月	三、四七九、五七〇円	一、一一〇、五〇〇円	一、〇八八、三〇〇円
三五七月	三、五〇〇、二五〇円	一、一一七、一〇〇円	一、〇九四、八〇〇円
三五八月	三、五二〇、九三〇円	一、一二三、七〇〇円	一、一〇一、二〇〇円
三五九月	三、五四一、六一〇円	一、一三〇、三〇〇円	一、一〇七、七〇〇円
三六〇月	三、五六二、六〇〇円	一、一三七、〇〇〇円	一、一一四、三〇〇円
三六一月	三、五八三、五九〇円	一、一四三、七〇〇円	一、一二〇、八〇〇円
三六二月	三、六〇四、五九〇円	一、一五〇、四〇〇円	一、一二七、四〇〇円
三六三月	三、六二五、八九〇円	一、一五七、二〇〇円	一、一三四、一〇〇円
三六四月	三、六四七、二〇〇円	一、一六四、〇〇〇円	一、一四〇、七〇〇円
三六五月	三、六六六、五一〇円	一、一七〇、八〇〇円	一、一四七、四〇〇円
三六六月	三、六九〇、一三〇円	一、一七七、七〇〇円	一、一五四、一〇〇円
三六七月	三、七一、七五〇円	一、一八四、六〇〇円	一、一六〇、九〇〇円
三六八月	三、七三三、三七〇円	一、一九一、五〇〇円	一、一六七、七〇〇円
三六九月	三、七五五、三〇〇円	一、一九八、五〇〇円	一、一七四、五〇〇円
三七〇月	三、七七七、二三〇円	一、二〇五、五〇〇円	一、一八一、四〇〇円

三九七月	四、四一一、四二〇円	一、四〇七、九〇〇円	一、三七九、七〇〇円
三九六月	四、三八六、三五〇円	一、三九九、九〇〇円	一、三七一、九〇〇円
三九五月	四、三六一、六〇〇円	一、三九二、〇〇〇円	一、三六四、二〇〇円
三九四月	四、三三六、八五〇円	一、三八四、一〇〇円	一、三五六、四〇〇円
三九三月	四、三一二、四一〇円	一、三七六、三〇〇円	一、三四八、八〇〇円
三九二月	四、二八七、九七〇円	一、三六八、五〇〇円	一、三四一、一〇〇円
三九一月	四、二六三、五三〇円	一、三六〇、七〇〇円	一、三三三、五〇〇円
三九〇月	四、二三九、〇九〇円	一、三五二、九〇〇円	一、三二五、八〇〇円
三八九月	四、二一四、九六〇円	一、三四五、二〇〇円	一、三一八、三〇〇円
三八八月	四、一九〇、八三〇円	一、三三七、五〇〇円	一、三一〇、八〇〇円
三八七月	四、一六六、七一〇円	一、三二九、八〇〇円	一、三〇三、二〇〇円
三八六月	四、一四二、八九〇円	一、三二二、二〇〇円	一、二九五、八〇〇円
三八五月	四、一一九、〇八〇円	一、三一四、六〇〇円	一、二八八、三〇〇円
三八四月	四、〇九五、五八〇円	一、三〇七、一〇〇円	一、二八一、〇〇〇円
三八三月	四、〇七二、〇八〇円	一、二九九、六〇〇円	一、二七三、六〇〇円
三八二月	四、〇四八、五八〇円	一、二九二、一〇〇円	一、二六六、三〇〇円
三八一月	四、〇二五、三九〇円	一、二八四、七〇〇円	一、二五九、〇〇〇円
三八〇月	四、〇〇二、二一〇円	一、二七七、三〇〇円	一、二五一、八〇〇円
三七九月	三、九七九、三三〇円	一、二七〇、〇〇〇円	一、二四四、六〇〇円
三七八月	三、九五六、四六〇円	一、二六二、七〇〇円	一、二三七、四〇〇円
三七七月	三、九三三、五九〇円	一、二五五、四〇〇円	一、二三〇、三〇〇円
三七六月	三、九一一、〇三〇円	一、二四八、二〇〇円	一、二二三、二〇〇円
三七五月	三、八八八、四七〇円	一、二四一、〇〇〇円	一、二一六、二〇〇円
三七四月	三、八六五、九一〇円	一、二三三、八〇〇円	一、二〇九、一〇〇円
三七三月	三、八四三、六六〇円	一、二二六、七〇〇円	一、二〇二、二〇〇円
三七二月	三、八二一、四一〇円	一、二一九、六〇〇円	一、一九五、二〇〇円
三七一月	三、七九九、一七〇円	一、二一二、五〇〇円	一、一八八、三〇〇円

三九八月	四、四三六、四九〇円	一、四一五、九〇〇円	一、三八七、六〇〇円
三九九月	四、四六一、八七〇円	一、四二四、〇〇〇円	一、三九五、五〇〇円
四〇〇月	四、四八七、二五〇円	一、四三二、一〇〇円	一、四〇三、五〇〇円
四〇一月	四、五一二、六三〇円	一、四四〇、二〇〇円	一、四一一、四〇〇円
四〇二月	四、五三八、三二〇円	一、四四八、四〇〇円	一、四一九、四〇〇円
四〇三月	四、五六四、〇一〇円	一、四五六、六〇〇円	一、四二七、五〇〇円
四〇四月	四、五九〇、〇二〇円	一、四六四、九〇〇円	一、四三五、六〇〇円
四〇五月	四、六一六、〇三〇円	一、四七三、二〇〇円	一、四四三、七〇〇円
四〇六月	四、六四二、〇三〇円	一、四八一、五〇〇円	一、四五一、九〇〇円
四〇七月	四、六六八、三五〇円	一、四八九、九〇〇円	一、四六〇、一〇〇円
四〇八月	四、六九四、六七〇円	一、四九八、三〇〇円	一、四六八、三〇〇円
四〇九月	四、七二一、三一〇円	一、五〇六、八〇〇円	一、四七六、七〇〇円
四〇一月	四、七四七、九四〇円	一、五一五、三〇〇円	一、四八五、〇〇〇円
四〇二月	四、七八一、五二〇円	一、五二三、八〇〇円	一、四九三、三〇〇円
四〇三月	四、八二八、四七〇円	一、五四一、〇〇〇円	一、五〇一、八〇〇円
四〇四月	四、八五五、七三〇円	一、五四九、七〇〇円	一、五一〇、二〇〇円
四〇五月	四、八八二、九九〇円	一、五五八、四〇〇円	一、五一八、七〇〇円
四〇六月	四、九一〇、五六〇円	一、五六七、二〇〇円	一、五二七、二〇〇円
四〇七月	四、九三八、一三〇円	一、五七六、〇〇〇円	一、五三五、九〇〇円
四〇八月	四、九六五、七一〇円	一、五八四、八〇〇円	一、五四四、五〇〇円
四〇九月	四、九九三、五九〇円	一、五九三、七〇〇円	一、五五三、一〇〇円
四〇十月	五、〇二一、四八〇円	一、六〇二、六〇〇円	一、五六一、八〇〇円
四〇十一月	五、〇四九、六八〇円	一、六一一、六〇〇円	一、五七〇、五〇〇円
四〇十二月	五、〇七七、八八〇円	一、六二〇、六〇〇円	一、五七九、四〇〇円
四〇一月	五、一〇六、三九〇円	一、六二九、七〇〇円	一、五八八、二〇〇円
四〇二月	五、一三四、九一〇円	一、六三八、八〇〇円	一、五九七、一〇〇円
四〇三月			一、六〇六、〇〇〇円

四二五月	五、一六三、四二〇円	一、六四七、九〇〇円	一、六一四、九〇〇円
四二六月	五、一九二、二五〇円	一、六五七、一〇〇円	一、六二四、〇〇〇円
四二七月	五、二二一、〇七〇円	一、六六六、三〇〇円	一、六三三、〇〇〇円
四二八月	五、二五〇、二一〇円	一、六七五、六〇〇円	一、六四二、一〇〇円
四二九月	五、二七九、三五〇円	一、六八四、九〇〇円	一、六五一、二〇〇円
四三〇月	五、三〇八、八一〇円	一、六九四、三〇〇円	一、六六〇、四〇〇円
四三一月	五、三三八、二六〇円	一、七〇三、七〇〇円	一、六六九、六〇〇円
四三二月	五、三六七、七一〇円	一、七一一、一〇〇円	一、六七八、八〇〇円
四三三月	五、三九七、四八〇円	一、七二二、六〇〇円	一、六八八、一〇〇円
四三四月	五、四二七、五六〇円	一、七三二、二〇〇円	一、六九七、六〇〇円
四三五月	五、四五七、六四〇円	一、七四一、八〇〇円	一、七〇七、〇〇〇円
四三六月	五、四八八、〇三〇円	一、七五一、五〇〇円	一、七一六、五〇〇円
四三七月	五、五一八、四三〇円	一、七六一、二〇〇円	一、七二六、〇〇〇円
四三八月	五、五四八、八二〇円	一、七七〇、九〇〇円	一、七三五、五〇〇円
四三九月	五、五七九、五三〇円	一、七八〇、七〇〇円	一、七四五、一〇〇円
四四〇月	五、六一〇、二三〇円	一、七九〇、五〇〇円	一、七五四、七〇〇円
四四一月	五、六四一、二五〇円	一、八〇〇、四〇〇円	一、七六四、四〇〇円
四四二月	五、六七二、二七〇円	一、八一〇、三〇〇円	一、七七四、一〇〇円
四四三月	五、七〇三、六一〇円	一、八二〇、三〇〇円	一、七八三、九〇〇円
四四四月	五、七三四、九四〇円	一、八三〇、三〇〇円	一、七九三、七〇〇円
四四五月	五、七六六、五九〇円	一、八四〇、四〇〇円	一、八〇三、六〇〇円
四四六月	五、七八八、二三〇円	一、八五〇、五〇〇円	一、八一三、五〇〇円
四四七月	五、八三〇、一九〇円	一、八六〇、七〇〇円	一、八二三、五〇〇円
四四八月	五、八六二、一五〇円	一、八七〇、九〇〇円	一、八三三、五〇〇円
四四九月	五、八九四、四三〇円	一、八八一、二〇〇円	一、八四三、六〇〇円
四五〇月	五、九二六、七〇〇円	一、八九一、五〇〇円	一、八五三、七〇〇円
四五一月	五、九五九、二九〇円	一、九〇一、九〇〇円	一、八六三、九〇〇円

四五二月	五、九九一、八七〇円	一、九一二、三〇〇円	一、八七四、一〇〇円
四五三月	六、〇二四、七七〇円	一、九二二、八〇〇円	一、八八四、三〇〇円
四五四月	六、〇五七、六七〇円	一、九三三、三〇〇円	一、八九四、六〇〇円
四五五月	六、〇九〇、八九〇円	一、九四三、九〇〇円	一、九〇五、〇〇〇円
四五六月	六、一二四、一〇〇円	一、九五四、五〇〇円	一、九一五、四〇〇円
四五七月	六、一五七、六三〇円	一、九六五、二〇〇円	一、九二五、九〇〇円
四五八月	六、一九一、一五〇円	一、九七五、九〇〇円	一、九三六、四〇〇円
四五九月	六、二二四、九九〇円	一、九八六、七〇〇円	一、九四七、〇〇〇円
四六〇月	六、二五八、八三〇円	一、九九七、五〇〇円	一、九五七、六〇〇円
四六一月	六、二九二、九九〇円	二、〇〇八、四〇〇円	一、九六八、二〇〇円
四六二月	六、三二七、四五〇円	二、〇一九、四〇〇円	一、九七九、〇〇〇円
四六三月	六、三六一、九二〇円	二、〇三〇、四〇〇円	一、九八九、八〇〇円
四六四月	六、三九六、七〇〇円	二、〇四一、五〇〇円	二、〇〇〇、七〇〇円
四六五月	六、四三一、四八〇円	二、〇五二、六〇〇円	二、〇一一、五〇〇円
四六六月	六、四六六、五七〇円	二、〇六三、八〇〇円	二、〇二二、五〇〇円
四六七月	六、五〇一、六七〇円	二、〇七五、〇〇〇円	二、〇三三、五〇〇円
四六八月	六、五三六、七六〇円	二、〇八六、二〇〇円	二、〇四四、五〇〇円
四六九月	六、五七二、一七〇円	二、〇九七、五〇〇円	二、〇五五、六〇〇円
四七〇月	六、六〇七、八九〇円	二、一〇八、九〇〇円	二、〇六六、七〇〇円
四七一月	六、六四三、六一〇円	二、一二〇、三〇〇円	二、〇七七、九〇〇円
四七二月	六、六七九、六四〇円	二、一三一、八〇〇円	二、〇八九、二〇〇円
四七三月	六、七一二、〇二〇円	二、一二四、三〇〇円	二、一〇〇、四〇〇円
四七四月	六、七五二、〇二〇円	二、一三四、九〇〇円	二、一一一、八〇〇円
四七五月	六、七八八、六八〇円	二、一六六、六〇〇円	二、一二三、三〇〇円
四七六月	六、八二五、三四〇円	二、一七八、三〇〇円	二、一三四、七〇〇円
四七七月	六、八六二、三一〇円	二、一九〇、一〇〇円	二、一四六、三〇〇円
四七八月	六、八九九、二九〇円	二、二〇一、九〇〇円	二、一五七、九〇〇円

四七九月	六、九三六、五七〇円	二、二一三、八〇〇円	二、一六九、五〇〇円
四八〇月	六、九七三、八六〇円	二、二二五、七〇〇円	二、一八一、二〇〇円
四八一月	七、〇一一、四六〇円	二、二三七、七〇〇円	二、一九二、九〇〇円
四八二月	七、〇四九、三七〇円	二、二四九、八〇〇円	二、二〇四、八〇〇円
四八三月	七、〇八七、二九〇円	二、二六一、九〇〇円	二、二一六、七〇〇円
四八四月	七、一二五、五一〇円	二、二七四、一〇〇円	二、二二八、六〇〇円
四八五月	七、一六三、七四〇円	二、二八六、三〇〇円	二、二四〇、六〇〇円
四八六月	七、二〇二、二八〇円	二、二九八、六〇〇円	二、二五二、六〇〇円
四八七月	七、二四一、一三〇円	二、三一〇、〇〇〇円	二、二六四、八〇〇円
四八八月	七、二七九、九九〇円	二、三二三、四〇〇円	二、二七六、九〇〇円
四八九月	七、三一〇、一五〇円	二、三三五、九〇〇円	二、二八九、二〇〇円
四九〇月	七、三五八、三二〇円	二、三六八、四〇〇円	二、三〇一、四〇〇円
四九一月	七、三九七、八〇〇円	二、三六一、〇〇〇円	二、三一二、八〇〇円
四九二月	七、四三七、二八〇円	二、三七三、六〇〇円	二、三二六、一〇〇円
四九三月	七、四七七、〇七〇円	二、三八六、三〇〇円	二、三三八、六〇〇円
四九四月	七、五一七、一八〇円	二、三九九、一〇〇円	二、三五一、一〇〇円
四九五月	七、五五七、六〇〇円	二、四一二、〇〇〇円	二、三六三、八〇〇円
四九六月	七、五九八、〇二〇円	二、四二四、九〇〇円	二、三七六、四〇〇円
四九七月	七、六三八、七五〇円	二、四三七、九〇〇円	二、三八九、一〇〇円
四九八月	七、六七九、四九〇円	二、四五〇、九〇〇円	二、四〇一、九〇〇円
四九九月	七、七二〇、五三〇円	二、四六四、〇〇〇円	二、四一四、七〇〇円
五〇〇月	七、七六一、八九〇円	二、四七七、二〇〇円	二、四二七、七〇〇円
五〇一月	七、八〇三、二五〇円	二、四九〇、四〇〇円	二、四四〇、六〇〇円
五〇二月	七、八四四、九三〇円	二、五〇三、七〇〇円	二、四五三、六〇〇円
五〇三月	七、八八六、六〇〇円	二、五一七、〇〇〇円	二、四六六、七〇〇円
五〇四月	七、九二八、五九〇円	二、五三〇、四〇〇円	二、四七九、八〇〇円
五〇五月	七、九七〇、八九〇円	二、五四三、九〇〇円	二、四九三、〇〇〇円

五〇六月	八、〇一三、五〇〇円	二、五五七、五〇〇円	二、五〇六、四〇〇円
五〇七月	八、〇五六、一一〇円	二、五七一、一〇〇円	二、五一九、七〇〇円
五〇八月	八、〇九九、〇四〇円	二、五八四、八〇〇円	二、五三三、一〇〇円
五〇九月	八、一四一、九七〇円	二、五九八、五〇〇円	二、五四六、五〇〇円
五〇一〇月	八、一八五、二一〇円	二、六一二、三〇〇円	二、五六〇、一〇〇円
五〇十一月	八、二二八、七六〇円	二、六二六、二〇〇円	二、五七三、七〇〇円
五〇十二月	八、二七二、六三〇円	二、六四〇、二〇〇円	二、五八七、四〇〇円
五〇一〇月	八、三一六、四九〇円	二、六五四、二〇〇円	二、六〇一、一〇〇円
五〇一〇月	八、三六〇、六七〇円	二、六六八、三〇〇円	二、六一四、九〇〇円
五〇一〇月	八、四〇四、八五〇円	二、六八二、四〇〇円	二、六二八、八〇〇円
五〇一〇月	八、四四九、一五〇円	二、六九六、六〇〇円	二、六四二、七〇〇円
五〇一〇月	八、四九四、二七〇円	二、七一〇、九〇〇円	二、六五六、七〇〇円
五〇一〇月	八、五三九、二七〇円	二、七二五、三〇〇円	二、六七〇、八〇〇円
五〇一〇月	八、五八四、三九〇円	二、七三九、七〇〇円	二、六八四、九〇〇円
五〇一〇月	八、六二九、八三〇円	二、七五四、二〇〇円	二、六九九、一〇〇円
五〇一〇月	八、六七五、五七〇円	二、七六八、八〇〇円	二、七一三、四〇〇円
五〇一〇月	八、七二一、三二〇円	二、七八三、四〇〇円	二、七二七、七〇〇円
五〇一〇月	八、七六七、三八〇円	二、七九八、一〇〇円	二、七四二、一〇〇円
五〇一〇月	八、八一二、七五〇円	二、八一二、九〇〇円	二、七五六、六〇〇円
五〇一〇月	八、八六〇、四四〇円	二、八二七、八〇〇円	二、七七二、二〇〇円
五〇一〇月	八、九〇七、一三〇円	二、八四二、七〇〇円	二、七八五、八〇〇円
五〇一〇月	八、九五四、一三〇円	二、八五七、七〇〇円	二、八〇〇、五〇〇円
五〇一〇月	九、〇〇一、四四〇円	二、八七二、八〇〇円	二、八一五、三〇〇円
五〇一〇月	九、〇四八、七五〇円	二、八八七、九〇〇円	二、八三〇、一〇〇円
五〇一〇月	九、〇九六、三八〇円	二、九〇三、一〇〇円	二、八四五、〇〇〇円
五〇一〇月	九、一四四、三二〇円	二、九一八、四〇〇円	二、八六〇、〇〇〇円
五〇一〇月	九、一九二、五七〇円	二、九三三、八〇〇円	二、八七五、一〇〇円

別表第二(第二十一条の三関係)

五三三月	九、二四一、一四〇円	二、九四九、三〇〇円	二、八九〇、三〇〇円
五三四月	九、二八九、七一〇円	二、九六四、八〇〇円	二、九〇五、五〇〇円
五三五月	九、三三八、五九〇円	二、九八〇、四〇〇円	二、九二〇、八〇〇円
五三六月	九、三八七、七八〇円	二、九九六、一〇〇円	二、九三六、二〇〇円
五三七月	九、四三七、二九〇円	三、〇一一、九〇〇円	二、九五二、七〇〇円
五三八月	九、四八六、七九〇円	三、〇二七、七〇〇円	二、九六七、一〇〇円
五三九月	九、五三六、六一〇円	三、〇四三、六〇〇円	二、九八二、七〇〇円
五四〇月	九、五八六、七五〇円	三、〇五九、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五四〇月を超え る月数	九、五八六、七五〇円に、 つき五〇、一四〇円を加 算した金額	三、〇五九、六〇〇円に、 つき一六、〇〇〇円を加 算した金額	二、九九八、四〇〇円に、 つき一五、七〇〇円を加 算した金額

別表第三(第二十一条の四関係)

年数	金 額	年数	金 額
一年	一、四五〇円	四五月	四五、七〇〇円
二年	一、四五〇円	四六月	四七、〇〇〇円
三年	一、五五〇円	四七月	四八、三〇〇円
四年	一、六〇〇円	四八月	四九、六〇〇円
五年	一、六五〇円	四九月	五一、〇〇〇円
六年	二、〇五〇円	五〇月	五二、三〇〇円
七年	二、四五〇円	五一月	五三、七〇〇円
八年	二、八五〇円	五二月	五五、二〇〇円
九年	三、三〇〇円	五三月	五六、七〇〇円
一〇年	三、七五〇円	五四月	五八、二〇〇円
月数	金 額	五五月	五九、七〇〇円
四三月	四三、二〇〇円	五六月	六一、三〇〇円
四四月	四四、四〇〇円	五七月	六二、九〇〇円
		五八月	六四、六〇〇円
		五九月	六六、三〇〇円

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年十二月一日から施行する。ただし、第五十三条第一項の改正規定及び第七十八条第一項の改正規定(この場合において「の下に加える部分を除く。」並びに附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。

(掛金月額に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に掛金月額が三千円未満である退職金共済契約に関する改正後の中小企業退職金共済法(以下「新法」という。)第四條第二項及び第三項の規定の適用については、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五年を経過する日までの間は、同条第二項中「三千円」とあるのは「二千二百円」と、同条第三項中「三千円」とあるのは「二千二百円を超え二千二百円未満であるときは二百円に整数を乗じて得た額、二千円を超え三千円未満であるときは五百円に整数を乗じて得た額、三千円」とする。

2 中小企業退職金共済事業団は、前項に規定する退職金共済契約に係る共済契約者からの掛金月額の減少の申込みについては、新法第九條第二項の規定にかかわらず、前項に規定する期間中は、新法第八條第三項各号に掲げる場合においても、これを承諾してはならない。ただし、新法第九條の規定により掛金月額が三千円を超える額に増加された後における三千円以上の額への掛金月額の減少の申込みについては、この限りでない。

3 前二項の規定は、第一項に規定する退職金共済契約のうち、同項に規定する期間の満了後における掛金月額を三千円以上に増加させることが著しく困難であると労働大臣が認定したものの(以下この条において「第三項認定契約」という。)に係る当該期間の満了後における掛金月額に關して準用する。この場合において、同項中「この法律の施行の日(以下「施行日」という。))から起算して五年を経過する日までの間は」とあるのは、「労働省令で定める日までの間は」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する退職金共済契約のうち、同項に規定する期間の満了の際現に掛金月額が三千円未満であるもの(第三項認定契約を除く。)に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、三千円に増加されたものとみなす。

5 第三項認定契約のうち、第三項において準用する第一項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際現に掛金月額が三千円未満であるものに係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、三千円に増加されたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に掛金月額が五千五百円又は四千五百円である退職金共済契約については、新法第四條第三項の規定にかかわらず、第一項に規定する期間中は、その掛金月額を当該三千五百円又は四千五百円とすることができ。ただし、新法第九條の規定により掛金月額が当該三千五百円又は四千五百円以外の額に変更された日以後においては、この限りでない。

7 前項の規定は、同項に規定する退職金共済契約のうち、第一項に規定する期間の満了後における掛金月額を当該三千五百円又は四千五百円を超える額に増加させることが著しく困難であり、かつ、当該共済契約者が当該期間の満了後においてもなおその掛金月額を当該三千五百円又は四千五百円とする旨の希望を有すると労働大臣が認定したものの(以下この条において「第七項認定契約」という。)に係る当該期間の満了後における掛金月額に關して準用する。この場合において、前項中「第一項に規定する期間中は」とあるのは、「労働省令で定める日までの間は」と読み替えるものとする。

8 第六項に規定する退職金共済契約のうち、第一項に規定する期間の満了の際現に掛金月額が三千五百円又は四千五百円であるもの(第七項認定契約を除く。)に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、それぞれ、四千円又は五千円に

増加されたものとみなす。

9 第七項認定契約のうち、第七項において準用する第六項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際に掛金月額が三千五百円又は四千五百円であるものに係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、それぞれ、四千円又は五千円に増加されたものとみなす。

10 第三項及び第七項の規定による認定に関し必要な事項は、労働省令で定める。

11 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員である被共済者に係る退職金共済契約に關しては、第三項及び第七項中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第三項において準用する第一項、第七項において準用する第六項及び前項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とする。

(退職金等に関する経過措置)

第三條 新法第十條第二項並びに第二十一條の四第一項及び第二項の規定は、施行日以後に退職した者に係る退職金の支給について適用し、施行日前に退職した者に係る退職金の支給については、なお従前の例による。

2 新法第十三條第四項及び第二十一條の四第三項の規定は、施行日以後に退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の支給について適用し、施行日前に退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の支給については、なお従前の例による。

第四條 施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者で施行日以後に退職したもの(以下「継続被共済者」という。)のうち、その者について過去勤務掛金が納付されたことのない者に係る退職金の額は、新法第十條第二項の規定にかかわらず、次の各号により計算して得た金額の合算額(その金額に一円未満の端数があるときは、これを一元に切り上げるものとする。)とする。ただし、退職が死亡による場合であつて当該合算額が納付された掛金の総額に満たないときにおける退職金の額は、納付された掛金の総額に相当する額とする。

額に相当する額とする。

一 掛金月額(千二百円を超える掛金月額にあつては、千二百円)を百円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金納付月数に応じ新法別表第一の第三欄(掛金月額の変更にあつた場合において、次のイ又はロに掲げる場合に該当するとき(掛金納付月数が二十四未満である場合を除く。))は、当該イ又はロに定める額に、当該イ又はロに定める額を百円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金納付月数に応じ同表の第四欄に定める金額の十分の一の金額を加算した金額

二 千二百円を超える掛金月額について、その超える額を百円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金納付月数に応じ新法別表第一の第三欄(掛金月額の変更にあつた場合において、次のイ又はロに掲げる場合に該当するとき(掛金納付月数が二十四未満である場合を除く。))は、当該イ又はロに定める額に、当該イ又はロに定める額を百円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金納付月数に応じ同表の第四欄に定める金額の十分の一の金額

イ 退職金共済契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日以前である場合において、同日以前における掛金月額の最高額を超える掛金月額が同日以後にあるとき。当該最高額を超える額

ロ 退職金共済契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日以後である場合において、当該効力を生じた日における掛金月額を超え、当該掛金月額があるとき。当該効力を生じた日における掛金月額を超える額

2 施行日前に効力を生じた退職金共済契約で過去勤務掛金が納付されたことのないものが施行日以後に解除されたときにおける解約手当金の支給に關する新法第十三條第四項の規定の適用については、同項中「千円」とあるのは「百円」と、「退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額を超える掛金月額があるとき」とあるのは「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)附則第四

条第一項第二号イ又はロに掲げる場合に該当するとき」と、「その超える額」とあるのは「同号イ又はロに定める額」と、「金額」とあるのは「金額の十分の一の金額」とする。

第五條 過去勤務掛金が納付されたことのある退職金共済契約の継続被共済者(次項の規定に該當する継続被共済者を除く。)が退職したときにおける退職金の額は、新法第十條第二項並びに第二十一條の四第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第一項第一号中「掛金月額」とあるのは「掛金月額及び過去勤務通算月額」と、「掛金納付月数」とあるのは「掛金納付月数に過去勤務期間の月数を加えた月数」と、同項第二号中「超える掛金月額」とあるのは「超える掛金月額及び過去勤務通算月額」と、「掛金納付月数に應じ」とあるのは「掛金納付月数に過去勤務期間の月数を加えた月数に應じ」として、同項本文の規定により計算した場合に得られる額とする。

ただし、当該計算した場合に得られる額が、同項本文の規定により計算して得た額(退職が死亡による場合であつて、当該計算して得た額が納付された掛金の総額に満たないときは、納付された掛金の総額)に納付された過去勤務掛金の総額(過去勤務掛金の納付があつた月数が四十八月であるときは四千九百六十円に、過去勤務掛金の納付があつた月数が六十月であるときは六千八百円に、過去勤務掛金の額を百円を除して得た数を乗じて得た額)を加算した額に満たないときは、当該加算した額とする。

2 過去勤務掛金が納付されたことのある退職金共済契約の継続被共済者であつて、その者について、退職金共済契約の効力が生じた日(特例申出に係る継続被共済者(中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第四十五号)附則第五條第一項の規定により読み替えて適用する同法による改正後の中小企業退職金共済法第二十一條の二第一項の規定による申出に係る継続被共済者をいう。))にあつては、当該申出をした日)の属する月から五年(過去勤務

期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数)を経過する月までの一部の月につき過去勤務掛金が納付されていないものが退職したときにおける退職金の支給については、新法第二十一條の四第二項第二号中「かわらず、同項本文」とあるのは「かわらず、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)附則第四條第一項本文」と、「掛金納付月数」とあるのは「掛金納付月数(同法附則第五條第二項に規定する特例申出に係る継続被共済者にあつては、当該申出をした日の属する月以後の期間に係る掛金納付月数)」と、「額は、同項本文」とあるのは「額は、同法附則第四條第一項本文」として、同項の規定を適用する。

3 施行日前に効力を生じた退職金共済契約で過去勤務掛金が納付されたことのあるものが施行日以後に解除されたときにおける解約手当金の支給に關する新法第二十一條の四第三項の規定の適用については、同項第二号イ中「第一項の規定に該當する被共済者」とあるのは「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)以下「昭和六十一年改正法」という。附則第五條第一項の規定に該當する継続被共済者」と、「前項の規定に該當する被共済者」とあるのは「同条第二項の規定に該當する継続被共済者」と、「同項第二号」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用する前項第二号」と、同号ロ中「掛金納付月数(第一項の規定に該當する被共済者)」とあるのは「掛金月額(千二百円を超える掛金月額にあつては、千二百円)を百円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金納付月数に應じ(昭和六十一年改正法附則第五條第一項の規定に該當する継続被共済者)」と、「にかつては、」とあるのは「にかつては、掛金月額及び過去勤務通算月額(千二百円を超える掛金月額及び過去勤務通算月額に該當する月以後の期間に係る掛金納付月数)」と、「額は、同項本文」とあるのは「額は、同法附則第四條第一項本文」として、同項の規定を適用する。

3 施行日前に効力を生じた退職金共済契約で過去勤務掛金が納付されたことのあるものが施行日以後に解除されたときにおける解約手当金の支給に關する新法第二十一條の四第三項の規定の適用については、同項第二号イ中「第一項の規定に該當する被共済者」とあるのは「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)以下「昭和六十一年改正法」という。附則第五條第一項の規定に該當する継続被共済者」と、「前項の規定に該當する被共済者」とあるのは「同条第二項の規定に該當する継続被共済者」と、「同項第二号」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用する前項第二号」と、同号ロ中「掛金納付月数(第一項の規定に該當する被共済者)」とあるのは「掛金月額(千二百円を超える掛金月額にあつては、千二百円)を百円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金納付月数に應じ(昭和六十一年改正法附則第五條第一項の規定に該當する継続被共済者)」と、「にかつては、」とあるのは「にかつては、掛金月額及び過去勤務通算月額(千二百円を超える掛金月額及び過去勤務通算月額に該當する月以後の期間に係る掛金納付月数)」と、「額は、同項本文」とあるのは「額は、同法附則第四條第一項本文」として、同項の規定を適用する。

応じ」とあるのは、「月数に應じ」と、「得た金額」とあるのは「得た金額の十二分の一の金額の合算額（その金額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。」とする。

第六條 新法第十八條の二第一項の規定に基づき掛金の減額の措置が講ぜられる月について、共済契約者が同項の規定に基づき減額された額により掛金を納付した場合には、前二條の規定の適用については、新法第十八條第一項の掛金月額により掛金の納付があつたものとみなす。

（掛金納付月数の通算に関する経過措置）
第七條 新法第十四條の規定は、被共済者が昭和五十九年十二月一日以後に退職し、施行日以後再び被共済者となつた場合について適用し、被共済者が同月一日前に退職した場合又は被共済者が同日以後退職し、施行日前に再び被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

（役員任期に関する経過措置）
第八條 この法律の施行の際現に中小企業退職金共済事業団又は特定業種退職金共済組合の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

（國の補助に関する経過措置）
第九條 施行日前に退職した者に係る退職金の支給に要する費用に関する國の補助については、新法第九十五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十條 附則第二條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）
第十二條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二月十四日本委員会に左の案件が付託された。
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

第七部

社会労働委員会会議録第一号 昭和六十一年三月六日【参議院】

（第一九三号）（第一九四号）（第一九五号）

第一九三号 昭和六十一年二月六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 熊本県上益城郡益城町福富八七四ノ二 錦戸光義 外八千二百五十八名
紹介議員 田代由紀男君
國による腎不全対策は逐年前進し、多くの腎不全患者の生命が救われてきた。とりわけ、人工透析療法、腎移植、CAPD療法など腎不全の医学的対策は急速に普及しつつある。しかし、透析患者は年間六、七千人ずつ増加し、既に六万人を超え、数年後には十万人に達するといわれている。この患者増は、医療保険財政をはじめ、透析医療供給体制、患者の雇用などに深刻な影響を及ぼしている。透析患者十万人時代の到来を目前にして、腎臓病の予防対策、透析医療供給対策、腎移植普及対策、腎疾患医学研究、患者の生活保障、社会復帰対策など総合的な対策の確立は急務となっている。については、腎疾患総合対策を早期に確立するため、次の事項について実現を図られたい。

- 一、国立佐倉病院（腎移植センター）を腎臓病の予防、治療、研究、管理、情報収集などを行う腎疾患総合センターに拡充すること。また、各地方腎移植センターも腎臓病の機能を果たせるようにすること。
- 二、腎臓提供登録者拡大のための広報活動の強化、腎バンクの全国的普及、腎臓移植実施病院、地方腎移植センターの整備などをすすめる、死体腎移植を一層推進すること。
- 三、腎臓病予防通問を設置するなど、腎臓病予防のための啓発活動に努めること。
- 四、今後の透析需要にそなえ、国立・公立医療機関での人工腎臓を整備拡充するとともに、へき地、離島対策に努めること。
- 五、ネフロゼ、慢性腎炎患者などの生活の実態を理解し、医療費の軽減などの措置を講ずること。

と。
六、腎臓機能障害者の雇用対策をつよめること。

第一九四号 昭和六十一年二月六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 北海道函館市深堀町三二ノ六ノ一〇五 中村シエ 外二千九百九十名
紹介議員 田中 正巳君
この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第一九五号 昭和六十一年二月六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 愛媛県松山市余戸中三ノ五ノ二七 佐々木俊勝 外千六百二名
紹介議員 仲川 幸男君
この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

二月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
一、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
（年金福祉事業団法の一部改正）
第一条 年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一項を加える。
2 事業団は、前項の業務のほか、厚生大臣の認可を受けて、同項の業務を将来にわたつて安定的に実施するための資金の確保に資する

ため、長期借入金の借入れその他政令で定める方法で政府から調達した資金の運用を行い、これにより積み立てられた積立金の管理を行うことをその業務とすることができ。

第十八條第一項中「前條第一號」を「前條第一項第一號」に、「同條第二號」を「同項第二號」に改め、同條第三項を同條第四項とし、同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 事業団は、厚生大臣の認可を受けて、金融機関その他政令で定める法人に対し、前條第二項に規定する業務の一部を委託することができ。

第二十四條の次に次の一條を加える。
（区分経理）
第二十四條の二 事業団は、第十七條第二項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第二十五條に次の二項を加える。
3 前二項の規定による整理は、前條の規定による特別の勘定及びその他の一般の勘定について、それぞれ区分して行うものとする。
4 前條に規定する特別の勘定に係る積立金については、第十七條第一項に規定する業務の財源に充てるため必要があるときは、厚生大臣の認可を受けて、前項に規定するその他の一般の勘定に繰り入れるものとする。

第二十七條中「第十七條第二號」を「第十七條第一項第二號」に改め、同條の次に次の一條を加える。
（資金の運用）
第二十七條の二 第十七條第二項に規定する資金の運用は、次の方法により安全かつ効率的に行われなければならない。

一 国債、地方債その他確実と認められる有価証券の取得
二 預金又は貯金（厚生大臣が適当と認めて指定したものに限る。）

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第二十八條第一号中「国債」の下に「地方債その他確実と認められる有価証券」を加える。

第三十五條第一号中「第十八條第一項」を「第十七條第二項、第十八條第一項若しくは第二項」に改め、「第二十二條」の下に「第二十五條第四項」を加え、同条第四号中「第二十八條第二号」を「第二十七條の二第二号又は第二十八條第二号」に改める。

附則第三十二條第二項の表中

旧国民年金法第五十條	二分の一	四分の三
旧国民年金法第七十七條第一項ただし書、第七十八條第二項及び第七十九條の二第四項	三十一万八千円	三十二万六千四百円

に改める。

旧国民年金法第五十條

二分の一

四分の三

を

二号」に改める。

第三十五條の二中「第十七條第四号」を「第十七條第一項第四号」に改める。

第三十五條の三第一項中「第十七條第三号イ」を「第十七條第一項第三号イ」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(地方税法の一部改正)

第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第十四号の二、第三百四十八條第二項第二十号の二及び第五百八十六條第二項第五号の五中「第十七條第一号」を「第十七條第一項第一号」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第三条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第七十九條第二項中「第十七條第一号」を「第十七條第一項第一号」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第四条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十五條中「第十七條第二号」を「第十七條第一項第二号」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第五条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

第八十四條第二項中「第十七條第一号」を「第十七條第一項第一号」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

(日本勤労者住宅協会の一部改正)

第六条 日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項第五号中「第十七條第三号イ」を「第十七條第一項第三号イ」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二十五の項非課税の登記等の欄中「第十七條第一号」を「第十七條第一項第一号」に改める。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律

(児童扶養手当法の一部改正)

第一条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五條中「三万三千円」を「三万三千七百円」に、「三万八千円」を「三万八千七百円」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第二条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第四條中「二万六千五百円」を「二万七千二百円」に、「三万九千八百円」を「四万八千八百円」に改める。

第十八條中「一万二千二百五十円」を「一万五千五百円」に改める。

第二十六條の三中「二万円」を「二万八千円」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和六十一年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和六十一年三月以前の月分の特別児童扶養手当及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)附則第九十七條第一項の規定により支給する同法第七條の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律による福祉手当の額については、なお従前の例による。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に三、二五、五〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		四、四六五、〇〇〇円	
第二項症		三、七二〇、〇〇〇円	
第三項症		三、〇六五、〇〇〇円	
第四項症		二、四二四、〇〇〇円	
第五項症		一、九六二、〇〇〇円	
第六項症		一、五八五、〇〇〇円	
第一款症		一、四四七、〇〇〇円	

第二款症	一、三一五、〇〇〇円
第三款症	一、〇五五、〇〇〇円
第四款症	八四八、〇〇〇円
第五款症	七五〇、〇〇〇円

第八条第二項中「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に、「五万四千円」を「五万四千円」に、「十六万八千円」を「十一万四千円」に、「十万八千円」を「十万八千円」に、「十五万七千二百円」を「十六万八千円」に改め、同条第三項中「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金 額
第一款症	四、七四九、〇〇〇円
第二款症	三、九四〇、〇〇〇円
第三款症	三、三八〇、〇〇〇円
第四款症	二、七七七、〇〇〇円
第五款症	二、二二七、〇〇〇円

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に二、三八二、四〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	三、四〇三、四〇〇円
第二項症	二、八三八、八〇〇円
第三項症	二、三四六、二〇〇円
第四項症	一、八五九、六〇〇円
第五項症	一、五一二、四〇〇円
第六項症	一、二二五、四〇〇円
第一款症	一、一四一、〇〇〇円
第二款症	一、〇一四、一〇〇円
第三款症	八一五、三〇〇円

第四款症	六五八、七〇〇円
第五款症	五七九、五〇〇円

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金 額
第一款症	三、六二〇、三〇〇円
第二款症	三、〇〇三、九〇〇円
第三款症	二、五七六、三〇〇円
第四款症	二、一六六、六〇〇円
第五款症	一、六九八、三〇〇円

第二十六条第一項中「五万四千円」を「五万四千円」に、「百四十四万円」を「百五十一万一千円」に改める。

第二十七条第一項中「五万四千円」を「五万四千円」に、「三万九千二百円」を「四万二千円」に、「百四十四万円」を「百五十一万一千円」に、「百四十四万円」を「百九十九万六千円」に改め、同条第三項の表を「三三三、〇〇〇円」を「三五八、八〇〇円」に、「二六三、三〇〇円」を「二八二、六〇〇円」に、「一七八、四〇〇円」を「一九一、二〇〇円」に改める。

第二十八条中「又はその支給の請求」を削る。

第三十二条第三項中「五万四千円」を「五万四千円」に、「三万九千二百円」を「四万二千円」に改める。

(未婚遺族等遺族等援護法の一部改正)
第二条 未婚遺族等遺族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「十一万二千円」を「十一万七千九百十円」に、「十一万六千二百円」を「十二万二千四百十円」に、「十二万四千円」を「十二万六千九百十円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正す

る法律の一部改正)

第三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「五万四千円」を「五万四千円」に、「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第四条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項ただし書中「とする」を「とし、昭和六十二年七月十四日に同項の特別給付金を受ける権利を取得する者に支給する当該特別給付金に係るものにあつては、同年十一月一日とする」に改める。

附則第二十九項を附則第三十一項とし、附則第二十八項の次に次の二項を加える。

29 昭和五十八年三月三十一日以前に死亡した戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十三号。以下「法律第七十三号」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第

二条に規定する戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した日から七年を経過した日において、第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

30 昭和五十八年三月三十一日以前に死亡した法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和五十八年七月七日」とあるのを「昭和五十八年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において、第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）
第五条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和五十四年四月一日」を「昭和五十八年四月一日」に、「昭和五十四年三月三十一

日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。
第三条第一項中「昭和五十四年四月一日」を「昭和五十八年四月一日」に改め、同項第一号中「昭和五十四年四月二日以後昭和五十九年十月一日前」を「昭和五十八年四月二日以後昭和六十年十月一日前」に改め、同項第三号及び第四号中「昭和五十九年十月一日」を「昭和六十年十月一日」に改める。
第四条第一項中「二万円」を「三十万円」に、「二万円」を「十五万円」に、「二年」を「十年」に改める。
附則第二項中「昭和五十九年十月一日」を「昭和六十年十月一日」に改める。
附則第三項の前の見出し及び同項から附則第八項までを削り、附則第九項を附則第三項とする。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正）
第六条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。
附則第八條第四項中「五万四千円」を「五万四千円」に、「三万九千二百円」を「四万二千円」に改める。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条、第五条及び附則第三条から附則第五条までの規定 昭和六十一年十月一日
二 第一条中戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十八條の改正規定 昭和六十二年四月一日

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 昭和六十一年七月分の遺族年金及び遺族給与金については、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十七條第三項の

表中「三五八、八〇〇円」とあるのは「三四九、〇〇〇円」と、「二八二、六〇〇円」とあるのは「二七四、五〇〇円」と、「一九一、二〇〇円」とあるのは「一八五、一〇〇円」とする。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）
第三条 この法律による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「旧法」という。）の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金（旧法附則第五項又は第八項に規定する者であつて、第三項の規定によりこの法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「新法」という。）第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得したものに係るものを除く。）については、なお従前の例による。

2 新法第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。
一 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第二十九号。以下「法律第二十九号」という。）附則第五条第二項に規定する者
二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十三号。以下「法律第七十三号」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金又は旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者

3 法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、昭和六十一年十月一日において、新法第二条各号に掲げる給付（以下「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した

者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかわらず、昭和六十一年十月一日において当該戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。）以下この項及び次項において同じ。）であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者（同法附則第五項又は第八項に規定する者以外の者にあつては、同法による特別給付金及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）

4 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二十二号。以下「法律第二十二号」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和五十八年七月七日」とあるのを「昭和五十八年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者が、昭和六十一年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、昭和六十一年

十月一日において当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつたことにより、法律第二十二号附則第五条第三項又は附則第六条の規定により法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を有する者に限る。

付金を受ける権利を取得した者に支給する特別給付金の額は、新法第四条第一項の規定にかかわらず、その者が法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した日の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に定める額（前項に規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給法別表第一号表ノ三の第二款証から第五款証までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金については、その額の二分の一に相当する額）とする。

昭和五十一年十月一日	六十万円
昭和五十二年七月十四日	五十七万円
昭和五十四年十月一日	五十一万円
昭和五十五年十月一日	四十八万円
昭和五十六年十月一日	四十五万円
昭和五十七年十月一日	四十二万円
昭和五十八年十月一日	三十九万円
昭和五十九年十月一日	三十六万円
昭和六十年八月一日	三十三万円

(特別給付金の支給の特例)

第四条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者（法律第二十二号附則第六条の規定により法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。）には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項及び次項において同じ。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含むものとし、同法第三条第一項又は第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつた者であつて、当該特別給付金を受ける権利

利を取得した日から十年を経過した日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した場合を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していたときに限る。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。

一 この法律による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第二十八項又は第三十項に規定する者

二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚（離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入つていいると認められる場合を含む。）により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者

三 当該戦傷病者等の死亡後法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項又は第二項の特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日以前に婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていいると認められる場合を含む。）をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

3 昭和五十八年三月三十一日以前に死亡した法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給

付金及び旧法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつた者であつて、法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した日から七年を経過した日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

4 第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項第一号中「附則第二十八項又は第三十項」とあるのは「附則第二十九項」と、同項第三号中「法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項又は第二項」とあるのは「法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項」と、「十年」とあるのは「七年」と、それぞれ読み替えるものとする。

5 第一項又は第三項に規定する特別給付金については、新法第四条第一項中「三十万円（戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款証から第五款証までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、十五万円）」とあるのは「五万円」と、「十年以内」とあるのは「五年以内」と、新法附則第二項中「昭和六十一年十月一日」とあるのは「戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第一号）附則第五条第一項又は第三項の規定により第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した日の属する年の十月一日」とする。

二月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第一九六号）（第一九七号）（第一九八号）（第一九九号）（第二〇〇号）（第二〇三号）（第二〇四号）（第二〇五号）（第二〇六号）（第二〇七号）（第二〇八号）（第二〇九号）（第二一〇号）（第二一九号）（第二二〇号）

類疾病の対象を拡大すること。
八、国立医療機関の統廃合計画は、やめ、国立医療の一層の拡充をすすめること。

第二二二号 昭和六十一年二月十三日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願
請願者 香川県綾歌郡国分寺町新居一、八
三六〇六 石本眞沙子 外四百五
十名

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二七号 昭和六十一年二月十三日受理

東京における母子保健水準の維持発展に関する請願
請願者 東京都葛飾区立石八ノ一八ノ六葛
飾保健所東京都・特別区保健所保
健婦会内 益子フサ 外四千六十六
名

紹介議員 下村 泰君

厚生省は昭和六十一年度実施を目標に、母子保健事業を全面的に市町村に移管する等の母子保健法の改正を準備していることである。現行において保健所は、保健所法、児童福祉法、母子保健法に基づいて、地域に暮らすすべての子どもが健康やかに育つように、各種の健康診査や育児相談を行っている。特に東京の保健所では、子どもの発達に合わせた、小児科医師、歯科医師、保健婦、栄養士、心理相談員、歯科衛生士、放射線技師、専門事務職員などがチームを組んできめ細かな健康診査をしており、そのため乳幼児健康診査の受診率は高く、疾病や機能障害の早期発見と早期治療・療育を行ってきた。いま、母子保健法が改正されると、専門職員チームのいない市町村においてはこのような健康診査が保障されないで、地域格差が生ずる。東京都では保健婦のいない市町村が十一箇所あり、一名のみ設置の市町村は十箇所、全市町村の約五十パーセントに及んでいる。また、昭和五十八年二月に施行した老

人保健法の保健事業が市町村で行われているが、その推進状況は地域格差が大きい等の実情にある。母子保健水準の現状を維持し、更に向上させるためには、専門職員のそろっている保健所は不可欠である。ついでには、保健所における母子保健事業を現行通り維持するよう、母子保健法改正にあつて次の事項について実現されたい。
一、実施主体は現行法どおり都道府県(保健所)とする。
二、母子保健対策の一層の充実・発展を図ること。

第二二八号 昭和六十一年二月十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 東京都足立区足立二ノ四一ノ一五
箱田清亮 外四千八十七名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第二二九号 昭和六十一年二月十三日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願
請願者 福島県耶麻郡熱塩加納村赤崎林
小沢順一 外六千五百五十四名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二三三三号 昭和六十一年二月十三日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願
請願者 岐阜市岩崎三五七ノ一〇 浦山勇
一郎 外四千三百九十九名

紹介議員 関口 恵造君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二三四号 昭和六十一年二月十三日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願
(二通)
請願者 熊本市近見町二、六五二ノ一 柳
和利 外四千九百九十九名

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二三五号 昭和六十一年二月十三日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願
(五通)
請願者 島根県松江市大庭町一〇二ノ一
中尾清 外八千六百六十七名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

環境衛生金融公庫法の一部改正

第一条 環境衛生金融公庫法(昭和四十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項を次のように改める。

理事長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第十九条 第一項第一号中「要する資金」の下に「その他当該営業について衛生水準を高め、及び近代化を促進するために必要な資金であつて政令で定めるものを加え、」を付随するに、「行なう」を「行う」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合又は環境衛生同業組合連合会であつて、環境衛生関係業者の営業について衛生水準を高め、及び近代化を促進するために必要な事業(前号に規定する事業に該当するものを除く。)を行うもの、当該事業を行うのに要する資金であつて政令で定めるもの

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第二条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条 第一項を次のように改める。

理事及び副理事長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第十九条 第一項第七号中「営むために必要な施設又は設備(車両を含む。)の設置又は整備に」を「営むのに」、「その他」を「並びに」に改め、「事業」の下に「その他当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要な事業」を加える。

附則

1 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。ただし、第一条中環境衛生金融公庫法第十二条第一項の改正規定及び第二条中沖縄振興開発金融公庫法第十二条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 第一条中環境衛生金融公庫法第十二条第一項の改正規定及び第二条中沖縄振興開発金融公庫法第十二条第一項の改正規定の施行の際現に環境衛生金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

二月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「十万八千円」を「十一万八千円」に改める。

第三条第三項中「三万九千八百円」を「四万八千円」に改める。

第四条の二第三項中「三万七千五百円」を「三万八千五百円」に改める。

第五条第四項中「二万六千五百円」を「二万七千二百円」に改める。

第五条の二第三項中「一万三千三百円」を「一万三千六百円」に、「二万六千五百円」を「二万七千二百円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

2 昭和六十一年三月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

二月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、国立篠山病院・加古川病院・岩屋分院の移譲、国立明石病院と国立神戸病院の統廃合計画をやめ、地域医療の充実強化に関する請願（第二三六号）（第二三七号）

一、難病患者などの医療と生活の保障に関する請願（第二三八号）

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第二四三号）

一、難病患者などの医療と生活の保障に関する請願（第二四四号）

（第二四九号）

一、難病患者などの医療と生活の保障に関する請願（第二五〇号）

一、老人医療の患者負担増額反対等に関する請願（第二六七号）（第二六八号）（第二六九号）（第二七〇号）（第二七一号）（第二七二号）（第二七三号）（第二七四号）（第二七五号）（第二七六号）（第二七七号）（第二七八号）（第二七九号）（第二八〇号）

一、老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願（第二八四号）

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第二九〇号）

一、難病患者などの医療と生活の保障に関する請願（第二九一号）（第二九二号）

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第三〇〇号）（第三〇一号）

一、難病患者などの医療と生活の保障に関する請願（第三〇二号）（第三〇三号）

第二三六号 昭和六十一年二月十四日受理

国立篠山病院・加古川病院・岩屋分院の移譲、国立明石病院と国立神戸病院の統廃合計画をやめ、地域医療の充実強化に関する請願

請願者 兵庫県三田市十倉四六六 白谷利夫 外五百五十三名

紹介議員 本岡 昭次君

厚生省は、昭和六十一年より十年を目途に統合、廃止・縮小、地方自治体等への移譲を実施するという内容の国立病院・療養所の再編成・合理化の基本指針を作成し、昭和六十一年一月九日に国立病院・療養所の再編成についてを発表した。この計画は、地域・一般医療、へき地・離島医療の切捨てを特徴とし、兵庫県では、国立篠山病院・国立加古川病院・国立明石病院岩屋分院を移譲し、国立明石病院と国立神戸病院を統合する内容となっている。これは、県内八施設中五施設を対象とし、特に多紀郡内・北淡路で唯一の公的医療機関である篠山病院・明石病院岩屋分院の移譲は、過

疎地・離島でもあり、このような地域にこそ、国が責任をもつて医療供給体制を確立しなければならない。また、地域住民・地方自治体の強い要望で療養所から病院に転換し、リユーマチ治療では県内でも特筆される加古川病院の移譲や、同じように病院転換した神戸病院と、戦後から明石市西部に根をおろし、地域住民が安心してかかれる身近な病院として機能を果たしてきた明石病院を統廃合することは、県民や地方自治体が求める国立医療機関として、地域の疾病構造の変化、医療需要に対応できるよう医療内容・機能の充実・強化の要望と相反する内容である。更に、対象になっている病院の病床利用率は、九十五パーセント以上で他の医療機関より少ない人員で運営しており、経営効率は高く行政改革の方向からも外れるものである。県民と地域住民の要望する内容に反し、地域医療に混乱と不安をもたらす兵庫県内の国立医療機関五施設の統廃合・移譲を取りやめ、県民・地域住民の生命と健康を守るため、国立病院・療養所の充実・強化が必要である。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、国立篠山病院・加古川病院・明石病院岩屋分院の移譲や国立明石病院と神戸病院の統廃合計画を取りやめること。

二、県内の国立病院・療養所が、地域住民の疾病構造の変化や、医療需要に対応できるよう、医療内容・機能の充実強化及び医療従事者の確保をすること。

第二三七号 昭和六十一年二月十四日受理

国立篠山病院・加古川病院・岩屋分院の移譲、国立明石病院と国立神戸病院の統廃合計画をやめ、地域医療の充実強化に関する請願

請願者 兵庫県三田市志手原三五ノ一 坊亮貴 外七百二十九名

紹介議員 坂山 映子君

この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二三八号 昭和六十一年二月十四日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

請願者 北海道小樽市色内二ノ八ノ四 津田嘉郎 外二千名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二二一号と同じである。

第二四三号 昭和六十一年二月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 栃木県小山市南和泉五七一ノ七 石塚うめ 外六千五百五十七名

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第二四四号 昭和六十一年二月十四日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

請願者 栃木県足利市八門町一八五ノ一二 斎藤キヌ 外千五百九十四名

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第二二一号と同じである。

第二四九号 昭和六十一年二月十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都江戸川区谷河内町二ノ二二 ノ四 安保隆 外四千三百五十二名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

名

紹介議員 市川 正一君

高齢化社会と呼ばれる今日、すべての国民に豊かな老後を保障することがたいせつになっている。そのために老人が安心して医療をうけられることが必要不可欠である。しかし、昭和五十八年二月に施行した老人保健法により、老人医療に一部負担を導入し、また、老人診療報酬の設定などにより、老人の受診抑制、病院からの追出し、世話料など家計負担の増大等が起きている。また、健康保険本人の割負担導入、国民健康保険料(税)の大幅引上げ、差額徴収の拡大など老人、国民が医療から遠ざけられていく。そのうえ厚生省は老人保健制度の見直しとして、本年六月から、患者の自己負担を外来は月に千円(現行は四百円)、入院は期限をなくしたうえ毎日五百円(現行は二箇月間を限度に一日三百円)に引き上げようとしている。また、定率負担の導入も引き続き検討されている。患者負担の増大は老人が安心して医療を受けられることを困難にする。更に、高齢化社会への国民の不安と寝たきり老人対策への国民の要求を逆用して、患者、家族に高額な負担をしい、病院を低医療、低介護の施設に転用する中間施設構想を進めている。このまま老人、国民の負担増が続くならば、国民の生命と健康は危機をむかえる。老人が安心して医療がうけられるように老人医療の患者負担増額はやめ、老人医療費無料制度を復活するとともに、保健事業や寝たきり老人対策などを国の責任で早急に充実すべきである。ついては、老人に十分な医療と介護を国の責任で保障するため、次の事項について実現を図られたい。

- 一、老人医療の患者負担増額など、国民の負担増をまねく老人保健法の改悪をしないこと。老人医療無料制度を復活すること。
- 二、差別診療、老人追出しにつながる老人診療報酬は直ちに改めること。
- 三、保健事業及び訪問看護、デイ・ケアなど在宅福祉の施策を国と自治体の責任で早急に整備すること。

名

紹介議員 近藤 忠孝君

四、検討している中間施設は、国民に負担を押し付けるものにならないこと。老人病院、特別養護老人ホームの介護・医療機能を国の責任で充実すること。

第二六八号 昭和六十一年二月十七日受理

老人医療の患者負担増額反対等に関する請願
請願者 大阪市東淀川区柴島二ノ二一ノ二
九 藤井英夫 外千九百五十八名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二六九号 昭和六十一年二月十七日受理

老人医療の患者負担増額反対等に関する請願
請願者 大阪市東淀川区淡路五ノ一九ノ二
〇 西岡てる 外千九百五十八名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二七〇号 昭和六十一年二月十七日受理

老人医療の患者負担増額反対等に関する請願
請願者 大阪市東淀川区西淡路五ノ一一ノ七
七 向川厚子 外千九百五十八名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二七一号 昭和六十一年二月十七日受理

老人医療の患者負担増額反対等に関する請願
請願者 大阪市東淀川区東淡路四ノ二二ノ三二
三 山本嘉夫 外千九百五十八名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二七二号 昭和六十一年二月十七日受理

老人医療の患者負担増額反対等に関する請願
請願者 大阪市東淀川区淡路五ノ二二ノ三
三 総井末太郎 外千九百五十八名

名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二七三号 昭和六十一年二月十七日受理

老人医療の患者負担増額反対等に関する請願
請願者 大阪市東淀川区西淡路五ノ一四ノ二
二 古田豊蔵 外千九百五十八名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二七四号 昭和六十一年二月十七日受理

老人医療の患者負担増額反対等に関する請願
請願者 大阪市東淀川区西淡路五ノ一四ノ一六
前田芳一 外千九百五十八名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二七五号 昭和六十一年二月十七日受理

老人医療の患者負担増額反対等に関する請願
請願者 大阪市東淀川区西淡路五ノ二二ノ三
西山孝二郎 外千九百五十八名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二七六号 昭和六十一年二月十七日受理

老人医療の患者負担増額反対等に関する請願
請願者 大阪市東淀川区柴島三ノ六ノ二二
大山賢三 外千九百五十八名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二七七号 昭和六十一年二月十七日受理

老人医療の患者負担増額反対等に関する請願
請願者 大阪市住吉区帝塚山西四ノ一三ノ三四
正森博子 外千九百五十八名

名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二七八号 昭和六十一年二月十七日受理

老人医療の患者負担増額反対等に関する請願
請願者 大阪市東淀川区淡路五ノ一五ノ九
小北嘉子 外千九百五十八名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二七九号 昭和六十一年二月十七日受理

老人医療の患者負担増額反対等に関する請願
請願者 大阪市東淀川区淡路五ノ一四ノ一
〇 渡辺宏子 外千九百五十八名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二八〇号 昭和六十一年二月十七日受理

老人医療の患者負担増額反対等に関する請願
請願者 大阪市東淀川区淡路四ノ三ノ二二
瀬川咲子 外千九百五十八名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二八四号 昭和六十一年二月十八日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願
請願者 茨城県土浦市中央二ノ一六ノ二二
桜井保之 外二千五百六十名

紹介議員 高杉 忠恵君
老人の有病率は若年者に比べて三倍も高く、慢性疾患が多い。しかも、経済的には低収入である。今回の政府案のような大幅な自己負担増は、老人の受診を制限し、老人の命を縮めることにつながる。また、度重なる医療費圧縮政策は、国民健康保険財政の困難をまねき、国民健康保険税を大幅に引き上げる地方自治体が続出している。老人医療をはじめ医療・福祉に対する国庫負担の削減をやめ、社会保障に対する国の責任を果たす。

たすべきである。ついては、次の事項について実現を図らるたい。

- 一、老人医療の患者負担増をしないこと。
- 二、国民健康保険への国庫負担を増額すること。

第二九〇号 昭和六十一年二月十八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都江戸川区鹿骨五ノ三五八
佐藤洋子 外二千二百五十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第二九一号 昭和六十一年二月十八日受理
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

請願者 千葉県香取郡山田町長岡四三一ノ
一 本城ひろ子 外二千九百九十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第二二一号と同じである。

第二九二号 昭和六十一年二月十八日受理
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

請願者 茨城県筑波郡筑波町大形一、〇二
三ノ五 加藤まさ江 外四千八百二十二名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第二二一号と同じである。

第三〇〇号 昭和六十一年二月二十日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都青梅市河辺町六ノ一四ノ四
ノ一二五 天川正三 外二千四百一十一名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第三〇一号 昭和六十一年二月二十日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都世田谷区深沢四ノ三三ノ六

ノ二〇六 山田ミサオ 外二千四百一十一名
紹介議員 中西 珠子君
この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第三〇二号 昭和六十一年二月二十日受理
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

請願者 愛媛県松山市清水町二ノ二一ノ三
渡部洋三 外四千八百九十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二二一号と同じである。

第三〇三号 昭和六十一年二月二十日受理
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

請願者 岡山市蕃山町四ノ九 中原和彦
外三千九百五十名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第二二一号と同じである。

○第百三回国会社会労働委員会会議録正誤

第四号中正誤

第三段行 誤 竹中先生 正 竹内先生

第四段行 誤 ならう 正 ねらう

第五段行 誤 医療品 正 医療園

第六段行 誤 都道府県 正 都道府県

第七段行 誤 医薬品 正 医薬品

第五号中正誤

第八段行 誤 誤 正 正

第九段行 誤 誤 正 正